

令和 8 年 3 月 1 1 日
(水曜日)

令和 8 年 第 2 回幌延町議会 (定例会)
会議録 第 1 日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度幌延町一般会計補正予算(第6号))
- 6 議案第1号 町道の廃止について
- 7 議案第2号 町道の認定について
- 8 議案第3号 幌延町空家等除却支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第4号 令和7年度幌延町一般会計補正予算(第7号)
- 10 議案第5号 令和7年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 11 議案第6号 令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)
- 12 議案第7号 令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 13 令和8年度 町政執行方針
令和8年度 教育行政執行方針
- 14 議案第8号 幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 15 議案第9号 幌延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第10号 幌延町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第11号 幌延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第12号 幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第13号 幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第14号 幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第15号 幌延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 22 議案第16号 幌延町集会施設等の指定管理者の指定について
- 23 議案第17号 下沼寿の家の指定管理者の指定について
- 24 議案第18号 幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について
- 25 議案第19号 幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について
- 26 議案第20号 幌延町営草地開発施設の指定管理者の指定について
- 27 議案第21号 幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について
- 28 議案第22号 令和8年度幌延町一般会計予算
- 29 議案第23号 令和8年度幌延町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第24号 令和8年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算
- 31 議案第25号 令和8年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第26号 令和8年度幌延町介護保険特別会計予算

- 3 3 議案第 2 7 号 令和 8 年度幌延町簡易水道事業会計予算
- 3 4 議案第 2 8 号 令和 8 年度幌延町下水道事業会計予算
(予算審査特別委員会設置、審査付託)
(散 会 宣 告)

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 1 4	議 案 第 8 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	〃 1 5	議 案 第 9 号
〃 2		会 期 の 決 定	〃 1 6	議 案 第 1 0 号
〃 3		諸 般 の 報 告	〃 1 7	議 案 第 1 1 号
〃 4		行 政 報 告	〃 1 8	議 案 第 1 2 号
〃 5		承 認 第 1 号	〃 1 9	議 案 第 1 3 号
〃 6		議 案 第 1 号	〃 2 0	議 案 第 1 4 号
〃 7		議 案 第 2 号	〃 2 1	議 案 第 1 5 号
〃 8		議 案 第 3 号	〃 2 2	議 案 第 1 6 号
〃 9		議 案 第 4 号	〃 2 3	議 案 第 1 7 号
		休 憩 宣 告	〃 2 4	議 案 第 1 8 号
		開 議 宣 告	〃 2 5	議 案 第 1 9 号
日 程 第 1 0		議 案 第 5 号	〃 2 6	議 案 第 2 0 号
〃 1 2		議 案 第 6 号	〃 2 7	議 案 第 2 1 号
		休 憩 宣 告	〃 2 8	議 案 第 2 2 号
		開 議 宣 告	〃 2 9	議 案 第 2 3 号
日 程 第 1 2		議 案 第 7 号	〃 3 0	議 案 第 2 4 号
〃 1 3		幌延町政執行方針	〃 3 1	議 案 第 2 5 号
〃 1 3		幌延町教育行政執行方針	〃 3 2	議 案 第 2 6 号
		休 憩 宣 告	〃 3 3	議 案 第 2 7 号
		開 議 宣 告	〃 3 4	議 案 第 2 8 号

(予算審査特別委員会設置)

散 会 宣 告

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	伊 藤 一 男

総 務 企 画 課 長	早 坂 敦
総 務 企 画 課 参 事	山 本 基 継
住 民 生 活 課 長	村 上 貴 紀
住民生活課地域対策担当課長	山 下 智 昭
保 健 福 祉 課 長	島 田 幸 司
産 業 建 設 課 長	角 山 隆 一
教 育 次 長	古 草 勝
国民健康保険診療所事務長	村 上 貴 紀
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総 務 企 画 課 長 補 佐	渡 邊 智 民
総 務 企 画 課 長 補 佐	梶 淳
産 業 建 設 課 長 補 佐	新 野 貞 治
産 業 建 設 課 長 補 佐	伊 山 英 貴

総 務 企 画 課 総 務 係 長	原 田 太 喜
保健福祉課社会福祉係長	清 水 和 也

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
---------	---------

(10時00分開会)

議長 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、5番、植村 敦君、6番、無量谷 隆君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、3月11日から16日までの6日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月11日から16日までの6日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4「行政報告」を行います。

町長、教育長から順次、行政報告を求めます。

町長 長 野々村 仁 君

一般行政の執行状況について、御報告いたします。

かねてから取り組んでいた多世代交流施設整備事業ですが、幌延中学校区小中一貫校整備事業と同時期に二つの大型建設事業を実施することにより、今後の財政運営が懸念されることから、改めて2事業を現計画どおりに実施した場合の財政推計を行った上で、今後の方針を決めることといたしました。

財政シミュレーションによる今後の財政運営ですが、歳入の固定資産税を主とする町税や国からの電源立地地域対策交付金の今後の見通しが不確定な状況の中で、本2事業を同時並行的に推進し、近年と同程度の財政規模を継続した場合には、4年後には基金が底を付くことが見込まれ、単年度収支バランスが取れなくなる見通しとなり、財政的リスクが相当大きいとの判断に至りました。

したがって、まずは一つの大型建設事業について事業内容を見直し、事業費を圧縮した上で実施することとし、二つ目の事業については、将来の見通しがついた時点で事業内容や規模等を含めて実施の可否を判断することといたしました。

なお、優先して実施する事業は、先行して住民等との合意形成やステークホルダーとの具体的調整を取り進め、既に実施設計の段階にある幌延中学校区小中一貫校整備事業とし、まだ基本設計の段階にある多世代交流施設整備事業については、今年度をもって一時凍結することとし、今後の財政状況を見定めた上で実施の可否を判断することといたしました。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第2回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 伊 藤 一 男 君

幌延町議会、3月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。

まず、児童生徒や教職員に大きな事故や怪我もなく3学期がスタートしました。

各学校では感染予防対策を講じながら、学年末の学習のまとめや卒業式などに向けて教育活動に取り組んでおります。

インフルエンザ感染状況ですが、幌延小学校で4年生が3月6日から2日間の学年閉鎖、その後、拡大傾向となったことから、幌延小学校で3月10日から12日まで学校閉鎖となっております。卒業式までに落ち着いてほしいと願うところです。

また、令和7年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の北海道教育委員会が作成する報告書に、本町の状況等を掲載することに幌延町教育委員会も決定しました。

体力・運動能力状況の一部分、一側面ではありますが、他の市町村と同様に北海道教育委員会報告書のHPで公表されます。町民の皆さんには、広報誌で、その状況を掲載する予定であります。

部活動では、1月5日から芦別市で開催された北海道バレーボール協会主催の「第46回北海道中学生バレーボール選抜優勝大会予選会」男子の部に、稚内合同・幌延中として、幌延中学校2年の岡本倫太郎さん、角山銀仁朗さん、谷口鳳騎さん、寺島一汰さんが出場しました。

また、幌延中学校男子バレー部3年の清水隆臣さんが12月25日から大阪市で開催された「JOCジュニアオリンピックカップ第39回全国都道府県対抗中学バレーボール大会」に北海道選抜として出場し、見事3位に入賞しました。

この功績が認められ、3月9日に宗谷教育局局長から「北の輝き」の表彰状を同校において直接手渡されました。

学校教育の最後ですが、来年度小学校に入学する子どもたちの新1年生体験入学が行われ、現在のところ幌延小学校に12名、問寒別小学校に1名の新1年生が入学する予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

まず、1月5日に「二十歳の集い」を開催し、18名の成人が集い、新しい門出を祝いました。

スキー場については1月24日にオープンしましたが、雪不足と雨等によるゲレンデ状況の悪化により、2月24日をもって今シーズンのリフト運行を終了しております。

1月22日から2月4日まで町内書き初め展を開催し、1月30日には25名が出席して表彰式を挙行了しました。

2月1日にチャレンジ教室「雪と遊ぼう」を開催し、晴天の中、多くの親子がスノーモービルやバナナボート等に乗って冬の遊びを楽しみました。

子ども会活動では、1月17日に稚内市で開催された「第23回宗谷管内子ども会かるた大会」において、小学生の部、中学生の部、それぞれで優勝し、宗谷管内代表として2月8日に千歳市で開催された「第29回北海道子どもかるた大会」に出場。小学生の部として幌延小学校6年の渡邊咲羽さん、山路慧さん、早坂彩海さん、金子詠星さん、同じく5年の寺島寛汰さんが強豪相手に善戦し、中学生の部では、幌延中学校3年の早坂樹さん、門田光環さん、同じく2年の鷹合玲奈さんが息の合ったチームワークで3位入賞を果たしました。

文化活動では、12月27日に東京都で開催された「第19回ベーテン音楽コンクール全国大会」に幌延小学校5年の橋本英恵さんが出場しました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

町 長 野々村 仁 君

先ほど行政報告をさせていただきました文言の中で、多世代交流施設整備事業のことに
関して、まだ基本設計ということで私がお話をいたしました、まだ計画中で基本計画の
段階であるということに訂正をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由を説明申し上げます。

本件につきましては、令和7年度幌延町一般会計補正予算第6号について、地方自治法
第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会
の承認を求めるものです。

この専決処分による補正予算については、御承知のとおり、衆議院の解散に伴う衆議院
議員総選挙が2月8日に執行されましたが、本町における投開票事務に係る予算の補正を
早急に行う必要がありましたので、1月23日付けで専決処分いたしました。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入、歳出それぞれ317万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億1,132万8千円にしております。

第2項の歳入歳出予算補正については、事項別明細書により説明いたします。

歳出の補正内容ですが、18ページをお開きください。

2款4項3目、衆議院議員選挙費として、選挙管理委員会委員や投開票立会人等の報酬、職員の選挙事務に係る超勤手当、選挙事務用品、ポスター掲示場設置等委託料など、総額317万4千円の新規計上です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

14款1項1目、総務費国庫負担金では、衆議院議員選挙費国庫負担金として歳出と同額の317万4千円の新規計上です。

以上、承認第1号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

お諮りします。

この際、日程第6 議案第1号「町道の廃止について」及び日程第7 議案第2号「町道の認定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第1号「町道の廃止について」及び議案第2号「町道の認定について」提案理由を申し上げます。

本案につきましては、道路法第10条第1項及び同法第8条第2項の規定に基づき提案するものであり、この度、議案第1号により廃止、議案第2号により認定しようとする町道の路線名は、幌延15号線及び駅前仲通線であります。

幌延15号線につきましては、北海道が実施する原子の沢川総合流域防災事業において、

当該路線の区間内に管理用道路を設置する計画があることから、北海道への譲渡を前提に、該当区間を廃止しようとするものであります。

総延長につきましては、2,888.75メートルを230.18メートル縮小し、2,658.57メートルへ変更。

また、この度の路線認定の変更に伴い、起点が字幌延501番1地先から字幌延1151番地地先へ変更となります。

なお、終点は字幌延458番1地先で変更ございません。

次に駅前仲通線につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて施工した町道駅前仲通線道路改良工事に伴う道路線形変更等を反映し、この度、路線認定を変更しようとするものであります。

総延長につきましては、271.44メートルを2.11メートル縮小し、269.33メートルへ変更となります。

なお、起点及び終点の変更はございません。

以上、議案第1号「町道の廃止について」及び議案第2号「町道の認定について」の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号「幌延町空家等除却支援条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊藤 崇 君

議案第3号「幌延町空家等除却支援条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、条例の失効日を延長するための改正です。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せて御覧願います。

附則第2項については、この条例の失効日は令和8年3月31日と規定されておりますが、国の空き家対策総合支援事業の延長に合わせ、令和13年3月31日まで5年間延長する改正です。

次に、この条例の附則であります、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、議案第3号「幌延町空家等除却支援条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号「令和7年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第4号「令和7年度幌延町一般会計補正予算（第7号）について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では、普通交付税の交付額確定による増、特別交付税の交付見込額の増、事業精査等による国庫支出金及び道支出金の減、基金を取崩して実施する予定であった各事業の精査による繰入金の減、起債対象事業の精査等による町債の減などになります。

歳出では、移住定住促進事業の減、国保診療所特別会計繰出金の増、強い農業担い手作り支援事業の減、教員住宅整備事業の減、小中一貫校整備事業の増、公共用土木施設災害復旧事業の減などであり、それ以外のものについては各事業における決算見込みの精査による補正が主なものです。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ5億898万8千円を減額し、歳入、歳出それぞれの予算総額を66億234万円にしようとするものです。

第2項第1表、歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2 ページをお開きください。

初めに歳入ですが、10款、地方交付税1億1,469万6千の増、14款、国庫支出金764万8千円の減、15款、道支出金1,212万円の減、18款、繰入金3億910万8千の減、20款、諸収入4,119万2千円の減、21款、町債2億5,540万円の減などで、歳入合計5億898万8千円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款、総務費1億3,497万6千の減、3款、民生費393万9千円の増、4款、衛生費1,869万6千円の減、6款、農林水産業費8,665万6千の減、7款、商工費658万2千円の減、8款、土木費1,371万1千円の減、10款、教育費2億3,735万2千円の減、11款、災害復旧費1,592万4千円の減などで、歳出合計5億898万8千円の減額補正です。

第2条、継続費の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表、継続費補正については、令和7年度当初予算で設定しました教員住宅整備事業の総額と初年度の出来高予定額の減少により、年割額を変更する必要があるため、総額3億8,959万7千円を3億7,839万2千円減額し、令和7年度の年割額3億6,181万1千円を1億1,915万7千円に、令和8年度の年割額2,778万6千円を2億5,923万5千円に変更する補正です。

第3条、繰越明許費の補正ですが、6ページをお開きください。

第3表、繰越明許費補正については、令和8年度に繰越して使用することができる経費として新たに追加しようとするもので、今回追加する事業は、3款1項、社会福祉費の国民健康保険診療所特別会計繰出金2,493万7千円、4款3項、上水道費の簡易水道事業会計補助金5,030万円、6款1項、農業費の上幌延開進地区農業用水道施設改修事業5,323万3千円、10款2項、小学校費の幌延町小中一貫校整備事業9,949万2千円の4事業となります。

次に、第4条、債務負担行為の補正ですが、8ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正については、商工業経営支援資金利子補給事業において令和7年度中に実施した融資に係る令和8年度の利子補給額について債務負担行為を設定する必要があるため、債務負担行為の期間を令和8年度とし、限度額を4万4千円に設定する補正です。

次に、第5条、地方債の補正ですが、10ページをお開きください。

第5表、地方債補正については、決算見込みの精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計は、次の12ページになりますけれども、13億2,850万円を10億7,310万に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業1億6,450万円を1億4,740万円に、町道3条仲通線道路改良事業7,220万円を6,680万円に、教員住宅整備事業3億6,150万円を1億1,890万円に、小中一貫校整備事業2億310万円を2億2,250万円にする補正などとなっております。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

40ページをお開きください。

初めに歳出ですが、2款1項1目、一般管理費の総務管理費では、説明は次のページになりますけれども、北海道からの派遣職員給与費等負担金591万7千円の新規計上です。

同じく、OA機器等更新事業では、年度内でのパソコン端末更新が困難となったことにより、4,293万7千円の減です。

なお、早急に対応する必要があることから、同事業を令和8年度当初予算に計上して

おります。

同じく、社会保障税番号制度システム管理費では、ガバメントクラウド利用料の事業精査により 9 6 3 万 2 千円の減です。

4 4 ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目、自治振興費の移住定住促進事業では、幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業の事業精査等により 4, 0 6 1 万 1 千の減です。

4 6 ページをお開きください。

ホームページ掲載の 3 事業は、いずれも事業精査等により、それぞれ地域コミュニティ形成事業は 4 2 6 万 2 千円の減、集落支援活動運営事業は 5 9 8 万 6 千の減、地域運営組織支援事業は 1, 3 2 1 万 4 千の減です。

次に 5 2 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 2 目、諸費の基金管理事業では、今後の地域振興対策に係る経費の財源等として、事業全体で 4 3 1 万 7 千円の増です。

5 6 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、入院料や外来診察料、予防接種料、健康診断料等の収入減等により、一般会計から国民健康保険診療所特別会計への繰出金 3, 2 1 2 万 3 千円の増です。

5 8 ページをお開きください。

3 款 1 項 3 目、老人福祉費のこざくら荘支援事業では、運営費支援に係る事業精査により 8 2 4 万 8 千の減です。

3 款 1 項 4 目、障害者福祉費の障害者福祉管理費では、障害者介護給付・訓練等給付費に係る事業精査等により 1, 4 5 0 万 4 千円の減です。

6 0 ページをお開きください。

4 款 1 項 2 目、予防費の予防事業では、事業精査により 1, 0 2 6 万円の減です。

6 4 ページをお開きください。

6 款 1 項 2 目、農業振興費の幌延町強い農業担い手作り支援事業では、事業精査により 3, 2 2 0 万円の減、同様の理由から、中山間地域等直接支払い事業で 8 4 7 万 7 千円の減です。

農業支援員活動事業では、募集中の協力隊が採用できなかったことに伴う事業精査により 4 0 1 万 3 千の減です。

6 6 ページをお開きください。

同じく、幌延町農作物等収量減少緊急支援事業（大雨土砂災害）では、事業精査により 6 5 5 万 9 千の減です。

6 款 1 項 6 目、農地開発費では、決算見込みの事業精査により、問寒別地区農業用水道施設改修事業で 5 0 5 万 8 千の減、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業で 1, 8 8 9 万 5 千円の減です。

7 2 ページをお開きください。

7 款 1 項 2 目、観光費の商工観光振興支援活動事業では、募集中の協力隊が採用できな

かった期間の事業精査により 5 1 8 万 6 千の減です。

7 4 ページをお開きください。

8 款 2 項 2 目、道路新設改良費の町道 3 条仲通線道路改良事業では、事業精査により 5 2 8 万 7 千円の減、また、次のページになりますが、町道幌延北進線道路改良事業では 3 3 7 万 3 千の減です。

次に 8 0 ページをお開きください。

1 0 款 2 項 1 目、学校管理費の幌延町小中一貫校整備事業では、実施設計業務の期間延長に伴う事業費の変更により 2, 1 7 6 万 1 千円の増です。

8 6 ページをお開きください。

1 0 款 4 項 6 目、体育振興費の総合スポーツ公園補修事業では、事業精査により 9 8 2 万 2 千円の減です。

8 8 ページをお開きください。

1 1 款 2 項 1 目、道路橋梁災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業では、事業精査により 1, 5 9 2 万 4 千円の減です。

次に歳入ですが、3 0 ページをお開きください。

1 0 款 1 項 1 目、地方交付税の普通交付税では、令和 7 年度分の交付決定額 2 2 億 1, 7 7 6 万 2 千円と現行予算との差額で 6, 4 6 9 万 6 千円の増、特別交付税は 2 億 7, 0 0 0 万円の交付を見込み、現行予算との差額で 5, 0 0 0 万円の増です。

3 2 ページをお開きください。

1 4 款 1 項 2 目、民生費国庫負担金の障害者介護給付・訓練等給付費では、障害福祉サービス給付費の決算見込みの精査により 7 6 2 万 4 千円の減です。

1 4 款 2 項 6 目、農林水産業費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、配分予定額の変更により 4 0 2 万 1 千円の増です。

3 4 ページをお開きください。

1 5 款 2 項 4 目、農林水産業費道補助金の中山間地域等直接支払事業では、決算見込みの精査により 6 3 5 万 7 千円の減です。

3 6 ページをお開きください。

1 8 款、繰入金では、基金を充当している各事業の決算見込みの精査等により、財政調整基金繰入金 2 億 4 9 0 万 8 千円の減、ふるさと創生基金繰入金 7, 8 0 0 万円の減、公共施設等整備基金繰入金 2, 5 0 0 万円の減、中山間農業地域環境保全基金繰入金 1 1 0 万円の減などです。

3 8 ページをお開きください。

2 0 款 5 項 1 目、雑入の北海道市町村備荒資金組合では、充当予定事業の精査に伴い 4, 1 0 0 万円の減です。

2 1 款 町債につきましては、第 5 条 地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第 4 号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

43ページ、北海道派遣職員の給料の金額なんですけど、どの係っちゅうか部署っちゅうか、どこに派遣されているのかと、何名かと、期間はどのくらいかお尋ねします。

それから、その下のOA機器等の一般備品購入費減額なってますが、何を購入予定だったのか。これは取りやめた結果がこの数字になったのか伺います。

総務係長 原 田 太 喜 君

ただいまの質問にお答えします。

まず、北海道派遣職員の給与等の591万7千円の新規計上になりますが、こちらについては、配置先は総務企画課総務系の配置となっております。

担当業務としては防災関係の業務を担当していただいております。

派遣期間については、令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間となっております。

総務企画課長 早 坂 敦 君

続きまして、OA機器等更新事業の関係です。

今回4,200万というような形で減額させていただきましたけれども、こちらの経緯につきましては、本来であれば、昨年末ぐらいに職員の使ってるパソコン、こちらの方を入れ替えるということで進めていたんですけども、なかなかちょっと物価高騰のあおりですとか、そういった絡みもありまして、予算額の問題、それから、あとは納期の納品の問題ということで、なかなかちょっと年度内に納品できないというような事態になってしまいました。

それで、本来であれば予算付いてますので、発注をかけて4月に入ってから納品ということも考えたんですけども、なかなかちょっとこう、備品購入、備品を購入するような形になりますので、それを繰越しというのを、ちょっと予算執行上なじまないというようなこともありまして、年度内の執行を諦めて、新年度の方で対応しようと、議会の方で議決をいただいた後、速やかに対応して、何とか早急にパソコンの入替えをしたいというようなことを考えていたところです。

また、ちょっと台数の方も、当初想定していた台数では、ちょっと足りない部分が出てきましたので、そちらの台数の方の精査ですとか、あとはモニターの関係、今ちょっと会議室の方のスクリーンがちょっと故障しておりまして、今使えないような状況になっておりますので、そういったものも含めて、新年度の方で精査したいというようなことで今回、7年度では予算を落とさせていただいて、8年度で改めて導入させていただくというよう

なことで、今回精査していただいたということでございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

分けて質問してるんですけど、2、3問程度っていうことなんだけど、47ページの地域コミュニティ形成事業から始まって、支援活動から組織支援事業までの軒並み減額されてるんですけど、事業がされてなかったのか、減額の理由をお尋ねしたいと思います。

地域対策担当課長 山 下 智 昭 君

47ページの地域コミュニティ形成事業、集落支援活動運営事業、地域運営組織支援事業に関してですけれども、まず、地域コミュニティ形成事業に関しましては、事業の謝礼の部分が大幅に減っておりますけれども、なかなか講師等と呼んでの講演会ですとかワークショップ等に関しましては、そこまでちょっと事業展開ができなかったというものでございます。

現時点で地域運営組織の伴走支援の方に力を入れておりまして、そういったプラスアルファの展開に関して、ちょっとそこまで進まなかったというものでございます。

また、集落支援活動運営事業でございますけれども、こちらも謝礼の関係が多かったんですけれども、お試し協力隊が想定した以上に少なかったといったところと、それぞれの人件費等の精査によりましての減額となっております。

また、地域運営組織の支援事業に関しては1、300万と少し大きな額になっておりますが、こちら、問寒別地区の地域運営組織に対する行政的な財政、財源の支援の事業でございますけれども、こちらの委託事業が想定した以上に少なかったというところと、当初、地域おこし協力隊に関しては、一部、地域運営組織で雇用する形態というのも考えてございましたが、こちら側の採用等がなかったために、大幅に人材の補助金というのが減っております。

また、国の交付金を頂きまして資機材等の整備を実施した事業につきましても、こちらは資機材等の購入によりまして、執行残が発生しておりますので、その減額ということで、合わせての大幅な減額となっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

およそ減額の理由は理解できるけど、この減額によって事業展開にね、マイナスっていうか負担かかる部分はないんでしょうか。

地域対策担当課長 山 下 智 昭 君

事業の推進に関しましては、現時点では地域運営組織の自立的な操業というところに注力しているという段階でして、本来、それプラス地域の皆様に対するその地域づくりの参画にいただいていく事業に展開していきたいというところでしたが、そちらの部分が少し、本来はいろいろな懇談会を開催しながら地域づくりへの参画を促していく事業を考えておりましたが、ここが少し今できていないというところもございましたので、まずは地域運営組織自体の力を付けた上で、地域住民を巻き込んだ取組というものを考えていきたいと思っておりますので、少しその面では進捗が遅れているのかなというふうに考えており

ます。

3 番 深 澤 博 幸 君

やはり、その影響が少しからずあるという理解でよろしいんですね。

せっかくこの立ち上がったね、集落の新規事業ちゅうか、立ち上がって間もない年数なんで、今スタート段階でこんなことやってたら将来的に継続するのは厳しいのかという思いはあるんですけど、とにかくは頑張って支援していくことが大事かなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

地域対策担当課長 山 下 智 昭 君

まず、今の組織の状況ということで、こちらの方からお答えさせていただきますが、やはりゼロから組織を立ち上げて、その組織の中でも総務的な部分や会計的な部分、あるいは地域づくりを推進するという、いろいろ多角的な分野を今のスタッフでこなしていくというようなミッションがあるんですけども、やはりこれまでそういった経験のない皆さんで、そういった業務を推進しようとしたときには、やはり、まずは研修であったり地道な事務作業の習得であったりというところが、かなり時間を要するというふうに考えています。

役場の組織でいいますと総務ですとか財政ですとか会計ですとか福祉ですとかそういったいろんな分野を今2.5人ぐらいで賄っているという状況なので、なかなか、これがある程度のスキルに達して地域づくりの推進役となっていくには、やはり相当な時間を要するなというのを伴走支援をしてみても感想として持っておりますので、まずは、このスタッフがそういった面での習熟を進めるというところに注力しつつ、プラス、ほかの人材を獲得する面でも力を入れていきまして、体制をまず整備してから地域住民の皆様との地域づくりを今後進めていきたいというふうに考えています。

議 長 西 澤 裕 之 君

よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

59ページになります。

ござくら荘の支援事業で824万8千の減、これ、なぜ減になったのかお尋ねします。

それと2点目に、67ページになります。

補助金、幌延町農作物等収量減収緊急支援事業、これも655万9千円の減です。

当初、3,400万ほど使う予算上げてたんですけど、これ、なぜ、こんなに減になったのか。精査してこういうふうになったっていうんですけども、農協で出してきた数字と町で出してきた数字に違いがあつてこんな、このように減になったのかお伺いします。

それと、83ページ、小学校総務費、スクールバス運行業務、この97万3千円減になった理由をお尋ねします。

社会福祉係長 清 水 和 也 君

私の方からは、ござくら荘の支援事業の減額の方についてお答えさせていただきます。

こちらの方につきましては、主に要因は二つでして、まず収入の部分、ショートステイ、

短期入所の部分の利用が増えまして、まずそちらの収入が増になったということで、併せて次に職員の人材確保ところが当初見込んでいたところよりもちょっと採用ができなかったということで、そちらの減ということで、合わせて８００万円程度減額ということになってます。以上です。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

齋賀議員の御質問の方にお答えいたしたいと思います。

本事業、御存じのとおり、昨年大雨に対する補助金というようなことで、１２月補正の方で３，４００万ほどを計上させていただいたところでございます。

その後、補助要領を作成しまして、農協さん通じて被害のあった圃場について、再度聞き取り等で精査したところでございます。

更に被害マップというようなことで、被害状況のあった圃場について図面等で示していただいた中で、被害のあった農家の方に、これで間違いありませんかというような承諾も得ながら補助金の方を執行したところでございます。

実際、聞き取り等を積み上げていった成果としましては、５３件の方、経営体の方、被害面積の方が１，８８１．８ヘクタールというような被害の面積、それから、収穫物につきましては、個数の方、１，６０７個が被害に、ロール、被害に遭ったというような実績で出てきております。

被害の状況の確認については先ほど申したとおり、農協さんの方で作成された被害マップ等の面積等、それと調書を合わせて算出しているということで、予算計上した額からは少し下がってはいるんですけども、こちらの方、実績に基づいて執行したというような状況で御理解いただければと思います。

教育次長 古 草 勝 君

ただいま御質問のありました、スクールバス運行業務の９７万３千円の減につきましては、入札に伴う、見積り合わせに伴います執行残ということで整理をしております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

入札残というスクールバスなんですけど、これ、幌延方面ですか、寒別方面なんですか。

それと、大雨による幌延町農作物等収穫で予算額より大幅に減ったということで、ロール個数がね、当初１，６５０個だったんですよね。ロールの個数ね。そして、１，８００ヘクタール、これは粗飼料の不足対策の方の面積のことを言ったのかお伺いします。

それと、こざくら荘なんですけど、先ほどデイサービスとかが増えたので収入がありましたということだったんですけど、こざくら荘の運営の収支は、事業活動による収支と施設整備の収支とその他活動収支、三つに分けられるかと思うんですけども、この事業活動による収支、その収入が多かったから補助が減になったということでよろしいですか。

教育次長 古 草 勝 君

ただいまの御質問のスクールバスの運行業務でございますけども、幌延地区間、寒別地区合わせて９７万３千円の執行残となっております。以上です。

産業建設課長補佐 新 野 貞 治 君

補助金、被害状況の詳細の方を説明させていただきたいと思います。

まず、事業の中で粗飼料不足対策ということで、こちらの方が1417.4ヘクタールでございます。それと、先ほど、申しましたロールの直接的な被害に対する収穫物の減少対策の一つになるんですけども、こちらの方が1,607個、それからもう一つの収穫物減少対策ということで、販売目的で収穫を目指していた圃場の被害というようなことの部分に対する補助ですけども、その被害が464.4ヘクタールというようなことで、面積としては先ほど合計した面積というふうになります。

予算額の方については、これら三つの対策について想定の面積と戸数に対して単価を掛けて真っすぐ積算した形になるんですけども、補助金自体には、1件当たりのアップー100万円というのもありますので、被害の大きいところについては、本来、単価どおりいくと一つ100万円、200万円、300万円という数字が出てくるところもあるんですけども、この辺についてはアップーの金額採用させていただいてますんで、その辺も踏まえると計上した予算額より減額になったということで御理解いただければと思います。

社会福祉係長 清 水 和 也 君

私の方から、こざくらの運営費の関係、まず先ほどお答えしたようにショートステイ、短期入所の収入が増えたということと、職員を3名程度新規に採用するところが、なかなかうまくいかなかったということで、支出分が減額ということで、合わせて800万程度減額となっております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにごございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

2点伺います。

初めに75ページの工事請負費なんですけど、次ページに渡っても、道路改良で239万8千円減額されてるんですけど、これは執行残の数字なんでしょうか。

それと、教育委員会の方でスポーツ公園の改修事業、これも減額なってるんですけど、どこの部分がやろうとして減額になったのか伺います。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

道路工事の関係について、私の方からお答えいたします。

いずれも入札による減額でございます。

当初予算につきましては、近年の単価アップっていうのが春先に出る、それ以前での予算組みでありましたので、少し余裕を持って予算の方、確保しておりましたので、実際の単価の入替を今年度初めに行い、実際に入札を行った結果、この金額の減額になったという状況でございます。以上です。

教育次長 古 草 勝 君

先ほどのスポーツ公園の改修事業の関係でございますけども、野球場の地盤に空洞化ができて、その穴を埋めるという事業を行いました。

当初、上から見たもの、それから中にカメラを入れた状況で穴の大きさを決めまして、

充填剤の量を決めておりましたけども、想定よりも充填剤の方が使用しなかったということで、そんなに掛からなかったというところで980万ほど落とさせていただいております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

野球場の補修ってということなんですけど、もうこれで完成をしたって理解でよろしいんですか。

教育次長 古 草 勝 君

野球場の空洞化につきましては、今回の充填で穴の方は埋まっております。

ただ、今後絶対大丈夫かというところになりますと、また経年によりまして空洞化する可能性はございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

それと工事費の方なんですけど、当初の見積りから、ちょっと単位がね、大き過ぎるって感じるんだけど、これ、見積もりの段階でこのような積算になったのか。見積り過多でなかったのかっていう気するんですけど、いかがでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問なんですけども、先ほども申し上げたとおり、近年の単価アップがかなりの幅で来てるという部分があるので、まずは前年度の基準で算定の方掛けますけれども、予算がないと契約できないという部分もあるので、ある程度の単価アップを見越して予算を組むと。

これは予算に対して再度年度が変わってからの単価の入替え等々の積算をし直しをして予定価格は作りますので、予算が十分なければ工事の発注ができないという側面もあるので、少し予算については、今回については減額しておりますので、結果的に少し余裕がある予算との計上になったという結果でございます。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

5 番 植 村 敦 君

2点ほどお伺いします。

まず、59ページの障害者福祉管理費ですけども、この障害者介護給付・訓練等のこれが1,524万8千円減額になっております。これは、どうしてこの当初の予定から見てこのような大きな減額になったのかお伺いします。

また、61ページの予防事業ですけども、これもまた大きな減額になっております。定期の予防接種、それから2の予防接種と併せて減額になっていると思うんですけども、これはどういう理由でこの大きな、接種を受ける人がいなかったということなのか、どういうことなのか、ちょっとお伺いします。

社会福祉係長 清 水 和 也 君

私の方からですが、障がい者給付の助成の方のお答えさせていただいてます。

令和6年度とか新しく新規の方もありましたので、7年度つきましても約3名から4名程度の方が新規にサービスを利用されるのではないかとということで見込んでいたんですけど

ども、ちょっとそちらの方の申請が特に無かったということと、年度途中に、ちょっと亡くなったりしてサービスの給付自体が無くなった方っていう方もいらっしゃるって、それで総額ちょっと金額はこちらの金額が減額という形になっております。

保健福祉課長補佐 山本恵美さん

私の方から定期予防接種の減額について説明させていただきます。

こちらの方の減額につきましては、想定していたインフルエンザワクチンと、あとコロナワクチンの方が今年度からB類ということで定期接種になっているんですが、接種者が想定以上に少なかったということで減額の方になっています。

5 番 植村 敦 君

このインフルエンザの定期ですか、この予防が想定以上に少なかったということなんですけれども、例年、大体このぐらいの人数は予防接種されてますねという予想の下で組まれたことだと思いますけども、今年度に関しては、なぜそのような大きな減少になったという何か要因を考えられますか。

保健福祉課長補佐 山本恵美さん

ただいまの質問にお答えします。

インフルエンザにつきましては500人で想定していたんですけれども、実際は374人ということで、それで、今年はちょっとインフルエンザの流行が早かったんですよね。11月にありまして、それで予定していた方がキャンセルっていうことが例年よりも多かったっていうのが一つと、あとコロナワクチンにつきましては、こちらの方が今まで皆さん流行したときには我先にという感じだったんですけれども、コロナのその辺の意識も変わってか、500人で想定してたんですが、こちらの方が189人ということで、自己負担の発生もあったせいもあるのかもしれないんですけれども、そして新型コロナワクチンの金額も高いので、それによって減額が大きかったということが理由と捉えています。

議 長 西澤 裕之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「なし」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

(「なし」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩します。

(11時03分 休 憩)

(11時15分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第10 議案第5号「令和7年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 伊 藤 崇 君

議案第5号「令和7年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金の増で、歳出では、療養給付費及び国民健康保険診療所特別会計に対する繰出金の増などによるものです。

それでは1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の予算総額に777万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,228万6千円にしようとするものです。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

初めに歳出ですが、1款1項2目、連合会負担金では、国保システムに係るガバメントクラウド移行費用確定に伴い、18節、負担金で141万6千円の増額です。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費では、給付実績に基づく決算見込額が当初予算額を上回ることから、18節、負担金で770万1千円の増額です。

5款2項1目、国民健康保険診療所特別会計繰出金では、診療所の国保直診分交付金相当額の精査により、27節繰出金で149万2千円の増額です。

次に、歳入であります、6ページをお開きください。

2款1項1目、保険給付費等交付金では、保険給付費を補填する、1節、普通交付金で、歳出2款、保険給付費の補正額と同額の770万1千円の増、2節、特別交付金で、連合会負担金に係る道支出金の確定及び国保直診分交付金相当額の精査により144万2千円の減、合わせて625万9千円の増額です。

4款11項1目、一般会計繰入金では、歳出1款、総務費の連合会負担金のうち、ガバメントクラウド移行費用分について国からの補助金が一般会計へ交付されることに伴い、2節、その他一般会計繰入金で151万8千円の増額です。

以上、議案第5号「令和7年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算第2号」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号「令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

議案第6号「令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）」の提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では入院及び外来診療に係る診療報酬、一部負担金の精査及び予防接種料や健康診断料の精査、歳出では未採用となっている看護師の人件費等の精査及び一部に支給となっていた過年度分、医師、宿日直手当の追加支給に係る経費の増などについて調整するものであります。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ373万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,918万9千円にしようとするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額は、第1条により御説明いたします。

2 ページをお開きください。

歳入については、1款、使用料及び手数料で2,181万5千円の減、3款、繰入金で3,361万5千円の増、5款、諸収入で806万3千円の減で、歳入合計373万7千円の増額補正です。

続きまして3ページの歳出については、1款、診療所費373万7千円の増で、歳出合計373万7千円の増額補正です。

以下、歳出、歳入の図順に、補正の主なものについて、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

20ページをお開きください。

1款1項1目、診療所費は、既定の予算額3億9,255万9千円に373万7千円を追加し3億9,629万6千円としており、補正の内訳は、診療所人件費では、看護師の採用期間の精査及び一部に支給となっていた過年度分の医師宿日直手当の追加支給に伴う経費として、2節、給料で111万8千円の減、3節、職員手当で95万円の増、4節、共済費で124万円の減、21節、補償補填及び賠償金で529万4千円の新規計上です。

次に、診療所業務費では、看護師の補充が見込めないことにより、看護師派遣業務委託料26万1千円の増で、次に診療所管理費では、営繕担当のフルタイム会計年度任用職員の退職及び後任のパートタイム会計年度任用職員の採用に伴い、1節、報酬で11万円の増、2節、給料で40万円の減、3節、職員手当で3万3千円の減、4節、共済費で8万7千円の減です。

次に、歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目、診療所使用料では、入院件数の精査により、診療報酬収入で97万3千円の増、一部負担金収入で12万1千円の増、外来診察件数の精査により、診療報酬収入で969万6千円の減、一部負担金収入で212万8千円の減、予防接種人数の精査により415万9千円の減、健康診断人数の精査により541万3千円の減、1款2項1目、診療所手数料では、診断書の証明手数料精算により151万3千円の減、3款1項1目、一般会計繰入金では、この度の補正の財源調整により3,212万3千円の増、3款2項1目、国民健康保険特別会計繰入金では、調整交付金の精査により149万2千円の増、5款1項1目、診療受託料では、予防接種の人数精査により806万3千円の減です。

以上、議案第6号「令和7年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算第4号」の提案理由の説明といたします。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

21ページの損害賠償金に529万4千円、これ新規に載ってますけど、先ほど事務長が説明したこの未支給の分も入ってるってことでよろしいですか。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

21ページの損害賠償金の529万4千円の内訳ということですが、こちらにつきましては、一部未支給分の手当の未支給分と遅延損害金の分が入っております。

こちらにつきましては、手当未支給分の部分に関しまして、3年の時効消滅期間の適用というところが受けられる手当なのか受けられない部分なのかというところで、手当が損

害賠償金かというところでの予算計上の割り振りをさせていただいております。

未支給分の時効消滅が適用を受けられるであろう期間という部分に関しましての金額として、手当未支給金額分として438万9千円、遅延損害金として掛かる部分90万4,110円という部分を合計しまして、こちらの529万4千円の賠償金という科目で予算計上をさせていただいているところです。

3 番 深 澤 博 幸 君

では、その未支給分についての質問をいたします。

この間の3月のまちづくり常任委員会で資料をもらって、経過説明がありました。

して、今日の予算の審議に入ったわけですけど、その間、議員、若しくは町民に説明責任等、この資料見るとね、平成28年からですから、西暦に直したら2016年なんですよ。で、今日まで、回数によって269回が未支給だったっていう資料提供なんですよ。

それに対して、調べたこの資料によると、時効期間があって、5年を経過すると時効が発生するっていう法律があるんですよ。

して、この説明では、時効分も支払う金額になっている。そして延滞金を払う。

これははっきり言って行政のミスですよ。

それをね、この一般会計、町民の税金から捻出するのはいかなものかと思うんですけど、町長も含めて、いつの時点でこれが分かって、解決方法はどうなって解決したのかという、議会、町民にも説明なしに、執行者の町長がゴーサイン出したと思うんですけど、我々どのよう理解してよろしいんですか。町長お伺いします。

町 長 野々村 仁 君

大変申し訳ございません。

この件に関しては、まだ執行してるわけでもなく、今、皆さんに説明をいただいてからのお話になるかと思ってございます。

実際問題、それ自体を皆さんに負担をさせてどうのこうのという、云々というよりも、前回もお話ししたとおり、年度内にきちんと、今までこの数年に係る未払い金をやっぱり即座に年度内に納めて、やっぱり先生のそれぞれ気持ちも考えると、払われているものが払われていないということで、本当に私どものミスでございますので、そこは気持ちよく、早く決めてお支払いをしたいという一途で、この間も常任委員会で御説明をしまして、今日もこのような形で補正予算の中で、まずもっては組み替えるという、そういう説明を前回もしたと覚えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

いや、町長の答弁の言ってるのは分かりますけど、説明の部分ではね、このA4のペーパー1枚出されてねえ、（聴取不能）後日いろいろ見た結果、疑問あるなっちゃうことは分かったんで今回の質問に至ったんですけど、この2016年から今まで10数年間、誰一人ともね、発見できなかった、それが正しいのかどうかも分からないんですよ。

ここに文言ありますよ。手当支給はないものとしたと推測、推測ですよ、これ。

それから、支給されていないことが判明した。これも事実ですか、これ。

ただ文章ね、記載される部分でしか確認していないんですよ。

前任町長やら過去の事務長に聞き取り調査しましたか、これ。

ましてやこの条例ね、支給手当の条例をいつ作ったんですか。これいつ解約するんですか、これ。その辺いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれ条例の方までいつ作ったかという確認は出ていませんけど、以前から、前回もお話を多分させていただきました、それぞれ関連に基づいて一人分の、きちんと引継ぎは、新しく来た人方に医師に払われていたということのカウントから、その日にきちんと引継ぎをした時点で、その先生にということに移っているから、その引継ぎ時点では、宿日直の部分は次の先生に支給がされているというカウントがある、そこが全部空白だったら、全員に払ってないんなら気がついたかもしれません。ただ、引継ぎ時間によって、この間も説明したかと思えますけど、5時間を超えることにすると100%払うということになると、その時点で本来二人分になるということ自体が、以前から理解されていなかったのか、ずっとそのまま慣例的に一人分のそういう引継ぎの時点で、次に夜勤と宿日直という、続いていく人がその人だけになった。引き継いだ人側の方に5時間超えていても支払われてなかったということが判明をしたということでもあります。

いつ知ったかと先ほども聞かれましたけど、私自身も寝耳に水でございましたけど、1週間前ぐらいに話を聞いて、急いで、そこはそれぞれ先生のこともあるんで、きちんこの年度内にお支払いをしようということをやまず先に決める。それから、それぞれ前回もお話がありましたけども、責任の所在は私どもにもありますので、私が代表してでも責任は取らせていただくというこの間もお話をしたはずですよ。

それぞれが払えばいいということ、責任取ればいいということではないですけど、全然そこが気がつかないぐらいの細かいところだったんで、多分、事務系列で引継ぎも、そこ時点では、来た先生方に宿日直が当たるという形で、ずっと慣行的に来てしまったということ自体は、それはまさしく我々のミスでもございますので、そこはもう何としても謝るしかないということでございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

言葉の上では謝る謝るって言ってもね、今聞いているのは町長、我々にしか謝ってないんですよ。町民に対してどう謝罪するのか、そういうのはないのか。

それともう1点は勤務時間のことなんですけど、前段のね、前任者が知らなかったところは正論という考えはないんですか、これ。

僕も法律のことはよく分からないよ。

この文書でね、5時15分から待機するね、待機なのかどうなのか分からない、11時までの時間、5時間15分要するから100%払うんだという理解ですよ。

であればね、この5時15分以降の休憩時間ってどういう対応するんですか。

休憩取らないで引継ぎするのか、飯食ったりする時間ないんですか、これ。

トイレ行ったりする時間ないんですか、これ。

いや、詳しい話、突っ込み、こういう話になってくるんですよ。

どこまでが正確なのか、本当に5時間を超過してるのかっていう部分ですよ。

だから前任者はそういう理解で正論として通してきたんじゃないですか。

その辺もね、きちっと精査しないでね、ただ超過したから払うって、そんなんは行政としておかしいんじゃないですか、これ。

町民も納得しませんよ、こういう話では。

いかがですか、この答弁。

国保診療所事務長 村 上 貴 紀 君

宿日直に関する考え方というところですので、私の方から答弁させていただきますけれども、宿日直、いわゆる日直というのが休日の日勤帯、8時30分から17時15分まで、宿直については17時15分から翌朝8時30分までというところでの宿直というところの規定という形になっております。

休憩時間等はないのかというようなお話ですけれども、もちろん休憩といいますか、この時間が休憩というところはありませんけれども、あくまで宿直、日直というところでの時間帯で、オンコールでの対応を原則としておりますので、電話対応ができるですとか呼ばれたらすぐ来れる状況での待機というような部分も含めての宿直、日直というような制度ということですので、そこに関する手当、その時間帯に対する手当額が条例で規定されております。

医師については、現在は2万2500円になっておりますけれども当時は2万1千円ということで規定されております。

5時間に満たない部分に関しましては、2分の1というような規定が以前からなされております。

そちらで勤務していた実態というところで行きますと、タイムカード等での記録というところは常任委員会の方でも説明させていただきましたけれども、ありませんけれども、診療所日誌及び看護日誌というところについて、毎日、記載等がなされているものが記録として10年前のものも保管されておりましたので、それを1日1日確認し、宿日直をした医師の名前があるところ、交代時間等を含めて確認をさせていただきまして、回数を精査させていただいて、平成28年10月から昨年3月までというところで、209回の未支給であった日があったというところを最終的に確認がとれたので、追加支給をさせていただきたいというところでありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

この時効のことを言いたいんだけど、なんでね、この時効になる前の分を支払うという結果になったのか、どういう話し合いがされたのか、この内容を聞かせてください。

町 長 野々村 仁 君

払う、払わないという判断をしたのは、我々その1週間ほど前、もうちょっと前に事務局はそれを精査するのにもうちょっと前なのか分かりませんが、明確になってから我々にお知らせをいただいて協議をしたときに、やはりそこに支払われるべきものが、今、従前やっていた先生が、やっぱりそれぞれ長く継続をしていただくためには、その部分もやっぱり見るべきであろうと私が判断したというところが、そこで話したときに、そういう話で、それを決めているということで、私の判断ということになるかと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかに、質疑ございますか。

4 番 高 橋 秀 之 君

町民にもまだ説明してないで、今の続きとして損害賠償なんですけど、これ、町民にも説明してないで、500何十万というお金を損害賠償金として払うんですけど、年度中に払いたいっていうか、けりをつけたいっていうか、そういう話なんですけども、これを町民に説明するのに、まず議会を通してからって、議会が全部責任、これ議員さんがいいよってなれば議会の責任持たないと駄目になってくるんですよ。

町民が納得して議会通してくんだったら、町民の意見もこうだから、これはいいですよって言えるんですけど。

それと、まず、それもそうなんですけど、あと、町長、副町長含め関係した人方がどういう責任の取り方をするのかっていうの、全然まだ明白でないのに、これを議会で通せっていうのもちょっと無理な面があるのかなとちょっと考えているんですけど、払わないと駄目なものはもう支払いしないと駄目なんですけど、まず町民に納得させるにもそういう責任の取り方を、こういう責任の取り方をしますよっていうものがないと駄目だと思うんですけど、その辺をどういうふうに考えてるのか、ちょっとお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

期間がこういう短い期間であったから町民に話せないということもあるでしょうけど、やっぱり行政のこういうやり取りですから、議会にきちんと説明をするというのが第一義だと思ってます。誰も議会で責任取れという話をしてるわけではないです。

町民の皆さんに一人ずつ話をしていくのかっていう話になると、またまた、これまた時間のかかる話です。

何一つ決めるんでも町民参加という形で皆さんの話を聞きますという話で計画を組むときはいいんですけど、賠償問題はそういう話ではないんじゃないかっていう気がします。

ですから、そこは、対先生に対しても、やっぱりきちんとした形で補償をまずは先にするということが私が決めたんですから、私の後、所在の話だということだと思ってます。

それぞれ、逃げも隠れもするわけじゃなくて、責任論をそういう形で皆さんがそういうお考えであるのであれば、やっぱり、きちんとした形で取るということになるろうかと思えますけれども、どっちにしても、それを今、こういう形で町民一人一人にどうやって説明するんだよっていう話をされても、なかなか、そこはこの期間をもって新年度にわたってっていう話にはならない、相手があることです。特にこの問題は、そうそう簡単に次の穴を埋めるということ自体はもう従前も程々を感じましたので、そこは、当面の間はやっぱりきちんと、長くいてくれる方策を先に打つべき話なんだろうと私自身は考えてます。そっちの方が、大きな影響を及ぼすかと思ってます。

あとの所在は、皆さんがそうすれというのであれば、何か案であれば、そう言っていたければ、そこは私1人でも責任を取ります。

4 番 高 橋 秀 之 君

何か、その責任のとり方って、うちらが決めるんじゃなくて、それに関係した人方が、

こうこう、これぐらいのあれをしますとかっていうのを私たちにこの場で説明してくれれば、この損害金はやっぱり払わないと駄目なもんだから払うのは構わないんですけど、そういうとこをはっきりしてもらわないと、言い方おかしいけど、すっきりしないんですけど、その辺ってはっきりこういう責任取り方しますってことはここでは言えないっていうか、答弁できないんでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

前回、常任委員会でもお話ししたとおり、私の責任ともかく、先にこの処理をさせていただきをお願いをしたはずです。

ですから、この損害賠償相手があることです。相手が憤慨すればもうその次の日からはどうなるか分からないということになります。

そのことを考えて、いち早く年度内にこの部分の処理をしていただいて、従前どおり働いていただくという私の気持ちでもあります。

その次に関して、自分たちの処分のときに、こういうことでいいですかと皆さんにお諮りするのか、これだったらいいですかって私らが勝手に言えるかっていう話になりますので、それぞれ、もうちょっと時間をかけながら、やっぱりこの問題はやっていかなきゃ駄目だなというふうに私自身思ってます。

私がこれでいいのかって言ったら、いやそんなもんじゃないっていう話にしかないんじゃないかという気がします。

そこんとこ、それぞれあるんだと思いますけども、ここの問題に関してだけは、この今のこういう大きな課題のところ自体は、まずは我々のやってきたこと自体が従前たる、うちも全然悪いことしたわけじゃなくて、今までどおりの経理をしてきたその中身の中で、そういうこと自体が含まれていたこと自体が今回初めて知ったということで、我々としての落ち度もありますけども、全然そんなところに、どんな形で見ても、まともにちゃんと払ってるよねっていう隙間があった話でもなく計算をされていた。ただ、時間制限でそういうふうになったというのは私自身も百姓の出ですから、そういうサラリーマンの世界ではないですけど、きちんとつかめてなかったんですけども、そこはきちんと、そういうふうにして書かれて、未払いがあるということ自体ですから、そこは二人分カウントしなきゃ駄目だったっていうのが引き継がれていれば、多分それはなかった。

それはもう、多分その前もその前も同じような形で来てたんだなという気が我々もしますけども、そこは、そんなことで、それだったらいいとかっていう、誰も責任逃れする話ではないです。

ただ、発見されたこの時期においては、その対処として、きちんと、先生に迷惑をかけない状態で、この部分の問題を解決するというのがまず第1先決であるということで、常任委員会の中で、ああいう説明をさせていただいたし、ペーパー1枚ということもあるかもしれませんが、口でもしゃべって説明をしてるつもりでもあります。

それぞれ、あの場で質問あったときにはお答えもしてきたと思ってます。

それぞれ、後の取り方自体は、そういう形で、皆さんで決めていただくっていうことはおかしい話なんで、我々から提出はしますけども、それでよし悪しとは決めていただけれ

ばと思います。

4 番 高 橋 秀 之 君

分かりました。

最後にこれだけ、今は、どういう責任の取り方はっていうのは言えないけど、時間をかけてこれから先に何らかの責任を取るってことは間違いなくしてくれるってことでよろしいですか。

町 長 野々村 仁 君

常任委員会でもそこは、それを責任はちゃんと私一人でも取りますと話したんですから、そこは、今さらそれが通ったから、さらになりましたって、そういう話にはならないでしょう。この議会の場ですから。

常任委員会だってそこは正式な場ですから。議事録載ってるんですから。

5 番 植 村 敦 君

この予算の方に関しては速やかに支払うということで私は異議ありません。ただ、この後、住民にこういった経緯があってこういうことになりましたという説明をするに当たって、やはりその最後の行政としての責任の取り方、責任の在り方というものをきちんと町民に示していくということが、納得してもらう理解につながる一つの大きなことだと思いますんで、町民に説明するときまでは、きちっと、やっぱりそういったことを念頭に置いて、先ほどから町長、私一人、私一人という言い方してますけども、慣例に基づいて、これは公平に責任を取るという方法を選んでいただきたいなというふうに思います。

それは、やはり、町民説明するに当たっての、町民が納得するに当たっての大前提かなと思いますんで、どうかよろしくお願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

ありがとうございます。

実際問題、早急にそういう形で、後でいろんなことが起きないこと自体を、静かに速やかに何とかやればいいのかという、そういう感じで常任委員会に御説明をしながら、責任の所在もそれぞれ各部署と言っても本当に先ほどから説明しているとおおり、じゅうたい以前、計算上が間違っただけでも何でもなく、抜けてた箇所自体の部分っていうのが、どうしても引き継がれてなかったのか、どういうことなのか分からないけども、そういう形になってきてたという、じゅうたい以前の形、そこは何年か先を遡ってもそこ自体は出てこないということでもありましたし、本当に職員の皆さん自体でも、そこ自体に異動されてやったこと自体が解明できたかできなかったかっていうところは大きなやっぱりちょっと疑問が残るところで、この時点で日数的に足りないかもしれないという本人の一言が、やっぱり今回のこの発見する一つのチャンスになったということ自体は、本当にそこ恥ずかしながら事務の引継ぎ時点でそういう要項の部分もきちんと引き継いでいく難しさがやっぱりあったのかなという、そういう気がしております。

だから、それぞれ、私自身がやっぱりこの総括して代表している以上ですから、私の責任は重いものと思って、そういう話をさせていただいてますけども、今後、それぞれに向けて協議をしながら、そういう処分を決まった時点では皆様方にそういう話をしながら、

また、そういう処分が決まったときに町民の皆さんにもそういう形で一人一人お話をすることはできませんけど、広報誌であろうと、どんな形であろうと、議会でそういう形を、また、こういうやつはどうという話をしていただければ、そこはそこで広がっていくのかと思いますので、それぞれ町内会長会議とか、そういうこともありますから、そういうところで少しでも広くみんなに、議員の皆様以外にも広める手段としてそういう会議があったときには、分かっていただこうと思ってますので、よろしくお願いします。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

2 番 佐藤忠志君

町長に十分説明いただいて、私もこれはやはり速やかに払うということは、何も議論ありません。

ただ一点、今後はこれどういう勤務体制っていうかタイムカードなのか何か、どういう体制で今度はこの管理をしていくんですか。それ一点だけ。

国保診療所事務長 村上貴紀君

出張医との交代の管理につきましては、タイムカード等でできれば一番いいのかもしれませんが、出張医が来たタイミングでタイムカードをしてもらうとかっていう手間っていうところがなかなか、ドクターの方にそういう手間をかけさせるというところが難しい部分もありますので、医者の方から依頼をして承諾をいただくという時間帯っていうところもありますので、その時間帯をもって交代をしているというところを今までもやってきておりますけれども、診療所日誌、看護日誌において時間等の記載もした上でチェックをしていくと。給料の支給の明細等の毎月作成する段階にもそちらのチェックもしながら、ダブルチェック、トリプルチェックしながら、漏れがないようにということで今現在やってきておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 西澤裕之君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

今、3番、深澤博幸君から異議がありましたので、これより議案第6号の討論を行います。

初めに原案に反対者の発言を許します。

3 番 深澤博幸君

議長のお許しをいただきましたので、今回の議案、国民健康保険診療所に関わる未払の補正予算について反対の立場から討論いたします。

まず、未払い賃金そのものについては、当然支払われるべきものであり、これは異論も

ありません。しかし、労働の単価を払うことは、自治体として最低限の責務があり、これを速やかに解決することは必要であります。

しかしながら、今回計上されている未払い賃金については、町の説明責任がなされていない。

そもそも、経過説明が不十分などから私は本議案には反対いたします。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(一 同 無 言)

次に、原案に反対者の発言を許します。

(一 同 無 言)

これにて、討論を終わります。

これより、議案第6号の採決を行います。

採決は起立によって行います。

ただいま議題となっております議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立6名)

起立多数です。

御着席ください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、13時5分まで休憩します。

(12時01分 休 憩)

(13時05分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第12 議案第7号「令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第7号「令和7年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」提案理由を申し上げます。

この度の補正の要因は、決算見込みにより精査をした結果に基づく補正であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ既定の予算総額から2,856万8千円を減額し、歳入、歳出それぞれの総額を2億6,808万2千円にしようとするもので、補正の結果、事業勘定別の内訳は、保険事業勘定が2億5,818万6千円に、介護サービス事業勘定は、現行予算額どおりの989万6千円となります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

26 ページをお開きください。

保険事業勘定の歳出ですが、2 款、保険給付費につきましては、これまでの給付実績及び今後の執行見込により精査し、全体で2, 877 万9 千円の減額補正です。

内訳の主なものとしましては、1 項1 目、居宅介護サービス給付費では、要介護者の訪問介護及び短期入所生活介護のサービス利用が当初の見込みを下回り792 万8 千円の減、2 目、施設介護サービス給付費では、これまでの施設入所者数の利用実績が当初の見込みを下回り、今後の給付を見込んでも不用額が生じることが予測されることから1, 569 万5 千円の減。

次のページをお開きください。

6 目、地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型グループホームの利用件数が当初見込みを下回ったことにより161 万9 千円の減、2 項1 目、介護予防サービス給付費では、要支援者の短期入所生活介護サービスの利用が当初見込みを下回ったことにより144 万1 千円の減。

次のページをお開きください。

5 項1 目、特定入所者介護サービス費で133 万円の減額補正です。

次に、歳入であります、22 ページにお戻り願います。

1 款1 項、介護保険料につきましては、これまでの賦課収納実績等により精査し278 万5 千円の減額補正です。

2 款、国庫支出金から次のページの6 款、繰入金までは、歳出の保険給付費等の補正に基づき、それぞれ定められた負担率等により増額、減額の補正を行っております。

7 款の繰越金は、前年度からの繰越金のうち、今後必要となる財源として留保しておりました219 万5 千円全額を予算計上しております。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

34 ページをお開きください。

介護サービス事業勘定は、予算総額に変更ありませんが、介護サービス計画の作成件数が当初計画より増加する見込みであることから、歳入、1 款1 項1 目で112 万2 千円を増額し、2 款1 項を同額の112 万2 千円減額する補正です。

以上、議案第7 号「令和7 年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第3 号）」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

介護保険特別会計に関わる町内の1 号、2 号の被保険者っていうのは何人今現在おられ

るんですか。

社会福祉係長 清水和也君

齋賀議員の今の御質問に対してお答えしたいと思います。

第1号の方、65歳以上の方につきましては、今現在673人になります。

2号の方につきましては、すいません、ちょっと今手元の方に資料の方がありませんので、後ほどちょっとお伝えしたいと思います。

議長 西澤裕之君

ほかに、質疑ございますか。

(一同無言)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 「令和8年度町政執行方針」及び「令和8年度教育行政執行方針」を行います。

町長、教育長から順次執行方針の説明を求めます。

町長 野々村 仁君

令和8年第2回幌延町議会定例会の開会に当たり、令和8年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

初めに、本年2月8日に執行の衆議院議員総選挙の結果、自由民主党と日本維新の会による連立与党が大勝し、第221回特別国会において高市早苗氏が第105代内閣総理大臣に選出され、第2次高市内閣が発足しました。高市総理が行った施政方針演説では「日本列島を、強く豊かに」をキャッチコピーに掲げ「責任ある積極財政」の考え方の下、経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策など様々なリスクや社会課題に対して、官民が手を携え、先手を打って行う戦略的な投資、すなわち「危機管理投資」と人工知能、半導体、造船などの先端技術を花開かせる「成長投資」により、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを開発し、国内外に提供することで、力強い経済政策と力強い外交・安全保障政策を推進し日本の成長につなげていくとの方針が示されました。

中でも「地域未来戦略の推進」では、テクノロジーや地域資源を活用した付加価値の創出・地場産業の成長支援、行政サービスやエッセンシャルサービスの維持・効率化、稼げる農林水産業の創出等を通じて、農山漁村・中山間地域をはじめ、地方に活力を取り戻すとしています。また、国力、特に経済力の基盤となるのは「人材力」として、人材育成への取り組みを進めるとともに若者支援を強化し、全世代の国民が生き生きと活躍で

きる社会を目指すとの考え方が示され、併せて少子化傾向を反転させるための対策強化や人口減少に対応した社会経済の再構築対策など、総合的な人口政策に取り組むとしています。

一方、昨年10月に実施された令和7年国勢調査において、幌延町の人口概数は2,012人と見込まれ、前回の令和2年の調査と比べマイナス359人となる見込みです。これまで、人口減少に歯止めをかけるべく様々な施策を取り進めてきましたが、少子化をはじめとする自然減の波にはあがえず、遂に2千人規模の自治体となりました。

町の将来を展望すると、現時点では第1次産業や研究開発業などにおいて不確かな要素があり、また、出生数の低下や働き手不足等も懸念事項としてありますので、これまでどおりのまちづくりを維持・継続していこうとするならば相当な負荷が生じてくることが想定されます。

こうしたことから、当面のまちづくりは、人口規模や持続可能性を考慮し、不確かな部分について見通しが得られるまでの間、堅実かつ柔軟に対応できるよう備えなければならないと考えます。

次に「まちづくりの基本姿勢」について申し上げます。

私はまちに住み、生活し、働き、学び、活動する人々が安心して暮らし、活動し続けられる幌延町を目指し、産業を守り、住民の暮らし向きを良くして、地域の持続可能性を高められるよう、まちづくりに取り組みます。

初めにの部分でも触れましたが、人口減少や人材確保は本町において切実な課題であり、少子化や生産年齢人口の減少はとても厳しい現実です。しかし、高市内閣の政策が緊縮から積極財政へと転換され、国内投資が促進されるという希望の光が見え始めてきましたし、地方に活力を取り戻し、暮らしを守る政策についても推し進めていくとの方針が示されていますので、本町の状況を悲観的に捉えるのではなく、その現実に向かってしっかりと向き合い適応させながら、柔軟かつ前向きにまちづくりを進めていくことが大切だと考えます。

私は、これまで、3期11年にわたり、産業振興による地域の活性化と住民の暮らしを守り、住み続けられるまちづくりを柱に、農業・商工業・民生向け各種ソフト施策を創り、重点的に推進してきましたし、ハード施策では既存公共施設やインフラ施設をできるだけ長く使えるよう補修・改修を進め、生活環境の快適化に努めてきました。これらの方針は今年度においても同様ですが、それでも人口減少・人材希少に歯止めがかかっていない現状を鑑みますと、これまでの方針に加え、更にもう一步踏み出すことが必要と考え、今年度から「人への積極的投資」を進めるつもりです。具体的には、後述の主要施策の部分でも述べますが、地域の担い手を確保し育成するための施策を講じたいと存じます。

また、懸案事項となっている学校施設と多世代交流施設の整備については、事業の増嵩や中長期的な財政見通し等を考慮し、一部計画を変更して将来に禍根を残さぬよう取り進めたいと考えています。

私は、小規模自治体における今後のまちづくりについて、幌延町民憲章の理念に立って、住民の皆様と行政との協働・総動により進めていきますので、これまで以上に皆様のお力添えと積極的な参画を賜りますようお願いいたします。

次に、予算編成について申し上げます。

令和8年度の予算は、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ「人」「しごと」「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。

とりわけ、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成・確保など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い、事業費でおよそ3億9千7百万円の予算を計上しています。

継続事業は事務事業評価による事業の点検や見直しを行い、消費的経費は暮らしの安心安全や、生活・子育て・教育環境・産業の維持安定に配意しました。また、投資的経費は産業振興と社会資本の長寿命化に配意するとともに、幌延中学校区小中一貫校整備事業を精査して着実に進めるべく予算編成を行いました。

なお、令和8年度に実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、令和8年度の当初予算は、一般会計66億円、公営事業会計10億8,218万4千円、公営企業会計11億9,167万円、合計で88億7,385万4千円となりました。

次に、第6次幌延町総合計画の体系に基づく、五つのまちづくり施策大綱に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

初めに「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

近年、少子高齢化や転出による人口減少に加え、情報端末等を日常生活に活用する超スマート社会など、社会を取り巻く環境や個人の生活スタイルは年々多様化しており、その社会変化のスピードが加速しています。

社会生活の多様化が進む中、魅力と活力にあふれたまちを形成するには、地域の身近な課題について対話と情報共有を重ね、それぞれが自助・共助・公助といった役割を認識しながら取り組むことが大切です。

住民の声を把握し町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合などの様々な場面において広く御意見をお伺いするとともに、広報誌やホームページ等を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。また、施策の推進に当たっては住民参加の機会づくりに努め、地域課題を共有しながら検討を進めていきます。

まちの交流拠点整備に対する取り組みについては、住民が憩い、集えるなど、生活の質を高める多世代交流の場の整備に向け「幌延町交流拠点基本構想」を策定し基本計画段階に入っていましたが、普通建設事業費の増嵩など財政状況の変化が著しく、中長期的な行財政展望等を考慮して一旦立ち止まり、今後の情勢を見定めたうえで判断することとしました。

住民主体の自主的かつ主体的な活動を「協働のまちづくり活動支援事業」をとおして支援し、協働のまちづくりを促進します。

これまで地域に必要な地域活動は、行政による公助と、住民組織等による互助で維持されてきましたが、縮減社会がますます進む地方にあっては、これまでの仕組みでは地域活動の維持が困難となっています。

そのため、町では暮らしに必要な機能を提供する「小さな拠点・集落支援センター」設置と、拠点の運営主体である「地域運営組織」の形成を進めることで、持続可能な地域集落の形成を目指して「地域コミュニティ形成事業」を展開しています。

これまで、地域の未来像やあるべき姿を取りまとめた「地域づくりビジョン」を推進するため、令和6年度に問寒別地区において、特定非営利活動法人として地域運営組織が設立され、現在、地域に必要とされる機能を提供するべく地域づくり活動を進めており、町としても条例等の制定や財政支援制度創設など、地域運営組織に対する行政支援の仕組みを整備してきました。

また、都市に在住する地域ゆかりの出身者等とのつながりを強め、ふるさととの交流を促進する「ふるさと同窓会」を開催し、関係人口創出に向けた取組を開始しました。こうした地道な交流を通して、ふるさと住民に都市部における地域情報発信やアンテナ役となって地域に貢献いただくとともに、そのつながりを通して、地域おこし協力隊や移住者などの地域の担い手を発掘するツールとなることを期待しています。

今後は、地域運営組織の自立的運営体制構築に向けた伴走支援などに注力するとともに、地域の担い手確保を視野に入れ、関係人口創出拡大に向けた取組なども進め、地域住民、ふるさと住民、行政の総働体制での持続可能な協働のまちづくりに向けた取組を前進させていきます。

田園回帰の活発化やICTを活用した「ワーケーション」・「ワークステイ」といった新しい生活スタイルを実現する場として、農山村及び過疎地域への関心が高まっています。このような社会環境の変化に対応すべく、本町がその場として選ばれるよう、引き続き移住情報PR支援センター「ホロカル」を拠点に、暮らしや就労など移住に関連する支援制度やまちの魅力等について総合的な情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発販売等を通じて関係人口及び交流人口の増加に努めます。

町内における住宅資源の利活用を促進するため「幌延町空家等対策計画」に基づき、状況に応じた、きめ細かな空家等対策を実施するとともに、遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における空き家及び空き地に係る需給マッチングを進めます。また「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅建設等奨励事業」の実施により、賃貸住宅や持家住宅の取得整備等を支援して更なる定住を促進するほか、喫緊の課題であった問寒別地区の住宅不足を解消するため、移住促進住宅を新たに設置します。

社会情勢が変化を続ける中、第6次幌延町総合計画で示したまちの将来像の実現に向け、昨年度に引き続き策定作業を進め、後期基本計画及び第3期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を樹立します。

複雑・多様化するニーズや地域課題に対し、柔軟で効率的な行政運営と質の高い行政サービス提供を目指し、デジタル化を進めて事務の効率化を図ります。また、子育てや介護

に関する申請など様々な行政手続きのワンストップ化や各種証明書のコンビニ交付等、住民の利便性を高める取組を推進するため、特定事務の郵便局への事務委託等によりマイナンバーカードの普及に努めます。

今年度が3か年計画の最終年度である「地図情報更新事業」を着実に進め、地図情報システムに搭載した町内基礎地図情報の更新、関連地図情報の新規情報の整備を図ります。

持続可能で質の高い行政運営を進めるために「人材育成・確保基本方針」に基づき、職員の育成・確保等を総合的・計画的に推進していきます。また、住民に分かりやすい財政情報をお知らせすることはもとより、有効な財源の確保や適正な基金管理・町債管理を行うとともに「公共施設等総合管理計画」等に基づく中長期的な視点による健全かつ効率的な財政運営に努めます。

また、宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的・総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村との連携協力を進めていきます。

次に「活力と賑わいを創る」について申し上げます。

近年における世界食料需給の変動や地球温暖化の進行、また、人口減少や農業・農村の情勢変化を踏まえ、昨年度、約四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」の下、農業の構造転換が集中的に推し進められる状況の中、食料自給率が高い北海道の農業・農村は、これまで以上に国民の生活安定や経済の健全な発展を目的とした食料生産の基盤として重要な役割を担うことが期待されています。

酪農王国北海道の一員として、その一端を担う本町においても、昨今の牧草生育期の天候不順による品質及び収量の影響を始め、原油価格や配合飼料価格の高止まり、人口減少の進行に伴う担い手の減少や不足による労働力及び生産性維持確保への対応など、厳しさがより一層増していく中であっても、環境の変化に対応し得る酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るため、広大な土地資源を活かした飼料安定生産により飼料自給率を高水準に保ち、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。

問寒別地区において農地の換地及び改良等を行うことにより産地収益力の向上を図るため「国営農地再編整備事業」を推進します。

道営畑地帯総合整備事業により整備された農業用水道施設の供用開始に向け「上幌延開進地区農業用水道施設改修事業」により水道メーター設置を、「問寒別地区農業用水道施設改修事業」により給配水管布設及び水道メーター設置を進めます。

農業用排水路及び農地の機能回復等を図る幌延地区国営総合農地防災事業の円滑な推進に向け、国等の関係機関への協力の要請等を継続します。

耕作放棄地の発生防止及び農業や農村が有する多面的機能の維持増進を図るため「中山間地域等直接支払事業」及び「多面的機能支払事業」を推進します。

「草地生産性向上対策事業」により、草地の改良や更新に係る牧草種子の購入費用に対して支援することで、草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図ります。

町営牧場については、酪農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、酪農経営におけ

る省力化、軽労化及び低コスト化や乳牛育成において重要な役割を担う施設と認識の下、適切な飼育管理体制の確保に努めつつ、今後のあり方についても並行して検討を進めます。

「乳牛検定組合補助事業」及び「生乳成分検査事業」により、乳質改善及び品質担保を図ります。

「強い農業・担い手づくり支援事業」により、生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで、継続的営農を見据えた生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳及び肉用牛生産体制の確保を図ります。

農業生産者の減少が進む中であっても、地域における生乳生産量の維持確保に努めるとともに、家族経営での営農が困難になりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成など、課題解決策の一つとして、農業法人の設立等について農協と情報共有の下、検討を進めます。

「農業支援員活動事業」により、担い手育成センターとの連携の下、地域おこし協力隊制度を活用し、新規就農に加え、雇用就農などの農業関連人材の確保・育成に努めます。

「新規就農者支援事業」及び「農業次世代人材投資事業」により、新規就農者の経営自立と安定を支援します。

「農業経営継承奨励事業」により、後継者への円滑な農業継承を図るとともに、後継者の早期かつ主体的な経営参画を促し、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ります。

「酪農ヘルパー補助事業」により、労働負担の軽減と生産コストの削減などを図り、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。

「家畜伝染病救済対策事業」により、牛サルモネラ症等の家畜伝染病発生農場に対する防疫作業等に必要な費用について支援することで、生産体制の早期回復及び経済的損失の緩和を図ります。

有害鳥獣による被害防止対策として「有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業」により従事者の確保に努めます。

森林が有する地球温暖化抑制、災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの多面的機能を十分に発揮させるために適切な森林整備等を進めていくことは、国土や国民の命を守ることにつながることから、町では「町有林整備事業」及び「豊かな森づくり推進事業」により、森林資源の循環利用や森林機能の増進を図ります。

森林環境譲与税基金を活用し「民有林整備支援事業」「森林整備促進事業」により、更なる民有林の整備促進を図ることに加え「新生児誕生記念木製品贈呈事業」により、町民が町内産木製品に触れ合う機会を通じて木材や木の文化への親しみを深めるほか「町産ミズナラ樽活用事業」を通して、本町における地域材の特色ある利活用施策についてPRを図ります。また、カーボンニュートラルの推進や森林資源の活用に資するJクレジット創出プロジェクトへの参加について引き続き検討を進めます。

商工業は、人口減少や地元購買力の町外流出増加、また、原油価格高騰等により物価高騰が常態化しており、商工業経営において厳しい状況が続いています。加えて、経営者の高齢化や後継者不足による事業の承継や経営の存続が危ぶまれる状況にあるほか、技術者や従業員の確保、事業者の経営力強化を目指した経営発展及び事業継続への支援が喫緊の

課題となっていることから、商工会と連携の下、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援することに加え、地域おこし協力隊制度を活用した担い手の確保及び人手不足の緩和に努めます。

また、地域経済活性化を目的とした「地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業」や「商工業応援スタンプラリー事業」への支援を通して町内消費を喚起し、地域経済の循環促進を図ります。

「商工業等振興促進事業」により、店舗の新築や改修など事業の用に供する施設に関する整備費用への支援「商工業経営基盤強化支援事業」により、経営基盤の強化につながる設備投資への支援「商工業人材育成促進事業」及び「雇用支援事業」により、企業人材の確保や育成への支援、町内に就職する若年層を対象とした「奨学金返還支援事業」及び町内企業への新卒就職者等を対象とした「新規学卒者等就職奨励事業」制度の創設「商工業経営支援資金利子補給事業」によるコロナ対策資金に係る借入利子低減の支援等、これら施策を包括的に運用することにより経営基盤の強化や活力ある地場企業の育成及び地域人材の確保に努めます。

また、喫緊の課題である事業承継については、町内で商工業を営む個人又は法人を対象とした「商工業事業承継奨励事業」の継続実施に加え、新規開業の促進及び事業承継の円滑化を目的とした「新規開業スタートアップ支援事業」により、地域経済規模の維持・確保に努めます。

また「まちづくり事業」や「協働のまちづくり活動支援事業」により、地場企業等が行う新たな取組や起業を支援するとともに、地域ぐるみでの特産品創出に向けた取組等の推進に努めます。

「ふるさと応援推進事業」については、返礼品の充実を図りつつ、まちの特産品PR及びふるさと納税増収に努めます。

町では、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興計画に沿って、観光資源の定着やまちの賑わい創出を推進しています。

名林公園まつりをはじめとした交流人口拡大に資するイベントへの支援を継続するほか、包括連携協定を締結する株式会社北加伊道との協働や地域おこし協力隊制度の活用により、観光振興施策の推進を図り、イベント内容の充実や観光施設の魅力向上に努めます。

特産品開発については、町産ミズナラ樽及びワイン用ブドウによる商品開発を引き続き包括連携協定を締結する北大天塩研究林及び曲イ田中酒造株式会社並びに産学関連機関・企業との連携のもと進めるほか、地域資源を活用した特産品の創出や周知についても町内関係機関と関係者との連携を図りつつ取組を推進することに加え、これら資源の商品化や食関連イベントの出展等を通して本町のPRに努めます。

また、老朽化したトナカイ観光牧場電気設備の改修及び育成舎の新設等を実施します。

深地層の研究については、日本原子力研究開発機構が「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき推進しており、令和5年度から開始された深度500メートル調査坑道の整備に向けた掘削工事が令和8年1月に完了し、アジア地域の地層処分に係る国際研究開発拠点として、幌延深地層研究センター地下施設を活用した先進的な安全評価技術や工

学技術に関する研究が進められます。町としては「三者協定」「深地層の研究の推進に関する条例」を踏まえた上で、幌延で研究成果が国内はもとより、広く世界に向けて最大化され、次世代を担う国内外の技術者育成に寄与されるよう、研究の推進に協力し、支援していきます。

また、幌延の地下研究施設は最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや、研究の目的及び成果など、地層処分に関する知識の普及を目的とした周知広報について、関連情報の収集に努めつつ、広報誌等への記事掲載、おもしろ科学館等のイベント開催等を通して継続的に支援します。併せて、関連する調査・研究事業についても協定や条例の趣旨を踏まえ、誘致又は受入れを推進します。

幌延地圏環境研究所については、第3期長期研究計画の6年度目を迎え、地中でバイオメタンを生成する技術の実用化研究とヨウ素など有用資源の探査に重点的に取り組むことにより、更なる研究成果が期待されますので、引き続き研究の推進を支援します。

再生可能エネルギーについては、道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するため、風力発電事業等への協力を通して、地域における環境保全や温室効果ガス抑制、脱炭素社会推進への貢献を図っていきます。

企業誘致については、これまでも事業所等の新設に係る費用支援を目的とした「企業立地促進奨励事業」や各種商工業振興施策等の包括的な情報発信に努めており、今後も有益な情報を提供し、企業の立地を推進します。

次に「健やかな暮らしを共にささえる」について申し上げます。

国は、令和6年度から「健康日本21」において「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を進めています。こうした中、町では「幌延町健康づくり計画」に沿って「心身の健康状態が良いと感じる人を増やす」とことと「健康寿命の延伸」を二大目標として保健事業を推進し、町民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進していきます。

母子保健事業では、妊娠・出産から子育てまで母と子の健康を確保できるよう、産後1年以内の母子の心身ケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」のほか、妊産婦健康診査や新生児の聴覚検査に対する助成事業を継続していきます。不妊・不育症治療費については、治療費のほか、治療に係る交通費や宿泊費への一部助成や特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療についても費用の一部助成を継続していきます。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を進めていきます。

疾病予防対策として、住民が健康に関する正しい知識を持ち、日常の運動や食生活など、生活習慣を改善していけるようサポートするとともに、感染症に対する予防のための各種予防接種費用の助成を継続し、予防接種が適切な時期に安心して受けられるよう努めます。

住民の自主的な健康づくり活動を進めるため、運動習慣の定着を目的とした運動教室や健康的な食習慣を推進するため、料理教室を実施するほか「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。

住民が安心して暮らせるよう、初期医療と24時間体制救急医療の確保に努め、消防機関や2次・3次医療機関、保健・介護機関との連携を促進するとともに、医療機器の計画的な更新や診療所スタッフの安定確保による診療体制の維持に努めます。また、経営改善に向けた経営分析を進め、改善方法を探究します。

歯科診療所については、老朽化した医療機械器具の更新を計画的に進め、治療体制の充実を図ります。

高齢者が様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けられるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。

独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう「高齢者等交通費助成事業」と「高齢者生活支援事業」を継続実施するとともに、町内外の関係機関と連携し、各種介護サービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。

独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに、民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

認知症などにより判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見支援センターと連携し市民後見人フォローアップと住民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

介護保険事業は、令和6年度から8年度までを期間とする「第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の推進等を重点課題に掲げ、各種取組を推進していきます。

また、介護保険被保険者となりながらも一度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「町の介護予防実現者」として表彰していきます。

介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用した閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や、運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。

また、生活支援コーディネーターを中心に、地域に貢献したいと思いのあるアクティブシニアを有償ボランティアとして募り、身寄りのない高齢者や高齢夫婦世帯など、生活支援を必要とする方々とのマッチングを行います。支え合いの仕組みを作り、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、包括的な生活支援を展開していきます。

施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こぞくら荘」は、収支不均衡が継続していることから、運営法人に対し、経営の合理化や効率化を促すとともに、運営費の一部を補助し、経営の安定化を図ります。

不足する介護職人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の支援を行います。

子育てにおいて負担感の増大や保育ニーズの拡大など、社会環境の変化により地域全体

で子育て家庭を支え、子供を健やかに育む環境づくりが求められており、子育て支援施策は「第3期幌延町子ども・子育てプラン」に沿って総合的かつ効果的に推進します。

安心して子供を産み育てることができるよう、妊産婦の健康相談や母子保健事業など、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体とした「出産・子育て応援事業」や「出産祝金及び養育手当支給事業」を継続します。また、子育て支援センターを中心に、子育てに関する情報提供や交流の場の提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

認定こども園や問寒別へき地保育所の運営体制を維持するとともに、研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、言語や運動、リズム感等の習得能力が高いと言われている幼児期に、様々な経験を積み重ねられるよう、英語教育、自然体験学習、リズム教育などを継続実施するとともに、育まれてきたことが小学校での生活や学習に円滑に接続されるよう、小学校との連携を図っていきます。

放課後児童保育は、スタッフの確保に努めるとともに、幌延放課後児童クラブ運営協議会と連携して安定的な運営を図ります。

また、高校生までの「子ども医療給付費事業」や「奨学資金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

障がい者福祉については、令和6年度から8年度までを期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を進めます。

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援に資する「高齢者等交通費助成事業」を継続するなど、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。

また「幌延町障がい者総合支援協議会」により、障がい者の日常生活や社会生活を支援するための具体的な施策を協議し、地域における障がい者支援のための社会資源を検証し、障がいを持った方々が誇りを持って仕事ができ、安心して生活できる環境づくりに向け、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

幌延、天塩、遠別の3町で共同設置している子ども発達支援センターが安定的に運営され、利用者へのサービスが継続されるよう、2町と連携を図っていきます。

心身障がい者等が治療や検査を受ける場合、自立支援や発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合に、障がい者等の経済的負担軽減を図るため、費用の一部助成を継続します。

知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる幌延町立北星園やグループホームについては、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適切に管理運営されるよう努めます。

低所得者の自立を図る、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や、生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。

国民健康保険事業は平成30年度に都道府県単位化が図られ、北海道が国保運営における中心的な役割を担っており、令和12年度を目途に、全道の保険料負担の平準化が進め

られていく予定となっていますので、これらに伴い加入世帯の負担が激変しないよう考慮しながら、健全な運営に努めます。

次に「生きる力と文化を育む」について申し上げます。

幌延教育の発展に向けて、幌延町の子供たちや地域住民の「学びの権利の保障」を最上位目標に据え、幌延の子供たちがこれからの予測困難な時代を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるよう、自分で考え、他者と対話し、周りの力を活用しながら判断し、決定して、行動する力を育成するなどの教育を推進します。

学校教育では、子供たちが自律の確立と他者の尊重、多様な人々との協働を通じて学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、環境整備に努めます。これまで取り組んできた「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」「いじめ防止」「学校における働き方改革」「ICT環境の充実や遠隔授業の推進」等を引き続き推進するほか、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するなど、本町の特性を活かした教育の充実に力を注いでいきます。

特に、小中一貫校については、義務教育学校の令和10年度開校を目指し、幌延町義務教育推進室や開校準備委員会において、学校経営計画や校内組織のあり方など、ソフト面を中心に準備を進めていきます。9年間の学びやなる新校舎につきましては、基本設計を基に実施設計を進めていましたが、昨今の建設資材高騰等により、想定以上の建設費が増額することが見込まれたことから、幌延中学校区小中一貫教育検討部会等の関係機関にお諮りしながら、令和11年度の完成に向け、次代を担う子供たちの学びに最適な校舎となるよう、設計内容を見直していきます。

社会教育では、地域住民が生涯を通じて豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会や学習成果の発表の場を提供するなど、社会教育活動への支援や環境づくりに努めます。また、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、心身ともに健全な生活を送り、明るく豊かな生活実現を目指すほか、スポーツ活動を通じた地域コミュニティの醸成や、誰もが気軽にスポーツに参加できる環境整備を推進します。

今年度の施設改修等については、引き続き教員住宅建設工事や教員住宅屋根及び外壁の塗装補修を進めるほか、総合スポーツ公園野球場の照明や芝、パークゴルフ場管理棟の修繕、総合体育館トレーニング機器の更新やニュースポーツ用品の導入を進めます。

私は、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重し、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が協働して、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を推進していきます。

次に「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

産業経済活動の拡大や生活行動の広範囲化、地域間交流の活発化などにより、道路網は「人・モノ・情報」の移動を支える上でより重要な必要不可欠な社会基盤となっており、道路インフラの整備促進は地域住民にとって喫緊の課題である一方、昭和から平成にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と補修による長寿命化についても並行して計画的に進める必要があります。

北海道縦貫自動車道整備に伴う名寄・稚内間における規格の高い道路整備については「中川～天塩」間における計画段階評価として当該区間整備に向けた対応方針案が示されたところであり、関係団体と連携の下、引き続き新規事業化並びに早期事業化に向け要請活動を実施します。

国道40号線の整備は、令和5年度に天塩防災事業の幌延インターチェンジ南口から幌延インターチェンジ橋までの区間が供用開始となり、幌延町内における本事業の全てが完了したところですが、引き続き天塩町の区間についても、早期事業完了に向け要請活動を継続します。

道道整備については、道道における車両及び歩行者の安全通行に資する道路整備の促進について、北海道に対し引き続き要請します。

本町におけるインフラ整備及び維持管理については、建設業界における担い手不足や若手技術者や技能労働者の確保・育成を目的とした「建設業の働き方改革」の推進を図りつつ実施します。

橋梁整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、問寒橋外5橋の補修工事及び下平橋の補修に係る設計を実施します。

道路維持補修については、損傷度合を適宜調査・確認の上、オーバーレイ、舗装の打ち換え及び横断管の改修等を実施します。また、春の融雪や大雨土砂災害により道路・路盤の陥没や法面崩壊の被害を受けた上問寒1号線外14箇所及び林道北幌延線の復旧工事等を実施することにより、適切かつ計画的に町道及び林道の維持管理を行いつつ、道路交通の安全確保に努めます。また、老朽化が進む問寒別除雪センターの補修工事を実施します。

鉄道については、JR北海道が宗谷本線の名寄・稚内間を「当社単独では維持することが困難な線区」と公表して以来、鉄道は道北地域における重要インフラとの認識の下、持続的に維持していくための仕組みづくりに取り組んでいます。沿線自治体などで構成する宗谷本線活性化推進協議会では、利用促進や経費削減等の事業計画を推進してきたところですが、これまで関係者が一体となって利用促進等に取り組んできたことを基に、今年度は「事業の抜本的な改善方策の確実な取りまとめ」を行うこととしています。町としても鉄道利用の促進に資するイベントの実施・協力、環境整備などの取組に加え、地域における公共交通手段確保や鉄道系資産活用の観点から、無人駅3駅について当面は町が管理人員費と駅舎等の維持管理費を負担することにより、存続を図ることとしています。

住民の生活交通対策については「地域公共交通活性化基金」を活用し、バス路線の維持に係る補助を継続して生活交通路線等の確保を図るほか、令和6年度に策定した「地域公共交通計画」に基づき、持続的な地域公共交通体系の構築維持に向けて、生活圈域交通の維持及び利便性向上に努め、また、高齢者等の交通弱者や自動車運転免許返納者の日常生活における利便性向上を目的とした、ハイヤー利用運賃等助成制度や地域デマンド交通運行により、交通弱者等への支援の充実を図ります。

公営住宅の機能維持を目的とした長寿命化改修を順次進め、今年度は「公営住宅等長寿命化改修事業」により、宮園団地3号棟の屋上防水及び内外壁などの補修を実施します。

名林公園の保全については、専門家による樹木診断を継続的に実施し、その結果を踏ま

え、適宜、伐採など適切な処置を講じます。

水辺・河川の整備については、幌延市街地区三日月湖周辺の利活用により新たな人の流れと賑わい創出を目的とする「幌延町かわまちづくり計画」の今年度中の計画登録を目指します。

簡易水道については、老朽化が進む施設の補修等を計画的に進め、水道水の水質保全と安定供給に努めます。また、上幌延・開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行計画に係る諸準備を着実に進めます。

公共下水道については、供用開始以来25年以上経過し、老朽化が著しい下水道管理センターの汚泥脱水機等の設備を更新します。

また、簡易水道及び下水道事業会計の運用に当たっては、経営及び財務マネジメントについて専門的知見からの包括的支援を受けつつ、円滑かつ適正な運用に努めます。

地球環境での廃棄物の増加と質の多様化による環境破壊が深刻化しており、地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっています。また、国内の一般廃棄物最終処分場の残余年数が減少傾向にあり、持続可能な循環社会形成に向けた取り組みが急務となっています。

西天北五町が現在使用している最終処分場の残余年数を延ばして、今後の費用負担軽減を図っていくため、廃棄物の発生抑制、再使用に重点を置いた上で、再生利用とともに3Rに関する取り組みを、西天北五町衛生施設組合と連携して推進していきます。現在の最終処分場は平成29年度に実施した嵩上げ工事と廃棄物の減量化により運用していましたが、令和8年度中に埋立容量が満載に達する見込みです。これに対応するため、2段目の嵩上げ工事を実施し、埋立容量を確保することで、地域住民の生活環境の保全に努めます。

住民の生命と財産を守る、消防・救急体制の整備を進めます。

今年度は、幌延支署の消防ポンプ自動車の更新を行います。なお、消防の車両や資機材等については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

防災対策は、災害の被害を最小化する「減災」の考え方により、住民の自助や共助の意識を高める防災教育、住民の避難に関するなど、平時における市町村の役割が増えています。昨年8月には、統計開始以来最大となる記録的な大雨が降り、町内広範囲にわたる住家の床上・床下浸水、農地の冠水被害等が発生しました。このことも踏まえて、風水害や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが町としての重要かつ喫緊の課題であるとの認識から、今後はより一層の防災意識を高める取組や防災教育を推進します。また、水害や感染症、避難所に対応するための備蓄の増強及び備蓄品の管理方法等について検討を進めます。

全国各地で被害があとを絶たない特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件から、住民の皆様を守るため、天塩警察署との連携を密にして、防犯ステーションや見守り活動を促進するとともに、犯罪抑止効果の高い録音機付き電話機購入代金の一部助成を行う「特殊詐欺等防止対策機器導入費補助事業」を継続します。

「ポロヌプ」に開拓の鉤がおろされてから127年。

鬱そうたる樹林に覆われた北の大地を拓いた先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難に

も挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越え、今日の幌延を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐべき者たちとして「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい、幌延二世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

みなさん、幌延町の未来創造に向かって力を結集し、歩みを進めようではありませんか。

ここに、住民並びに議員の皆様の深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げ、令和8年度町政執行方針といたします。

教育長 伊藤 一 男 君

令和8年第2回幌延町議会定例会の開会に当たり、令和8年度の教育行政に関する執行方針を申し上げます。

これからの予測困難である時代を見据え、一人一人の児童生徒が自分の長所や可能性を認識するとともに、あらゆる他者の価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質能力を育成することが求められております。

そのため、幌延町教育目標を令和5年4月に改定し、町内全ての学校で自立、尊重、協働をキーワードに学校経営を進めているところです。

特に小中一貫教育につきましては、小学校と中学校が一体となり、9年間を見据え、15歳の義務教育終了時において、目指す姿を教職員をはじめ、保護者や地域住民の方々と共有することや、小学校と中学校で一貫した指導方法の継続性、指導内容の系統化が必要であると考えております。

令和10年度開校を目指す幌延中学校区、義務教育学校につきましては、義務教育推進室や開校準備委員会において、学校経営計画や校内組織の在り方など、ソフト面を中心に準備を進めていきます。

なお、9年間の学びやとなる新校舎は、実施設計を進めておりましたが、建設資材の大幅な高騰等の影響により、想定以上に建設費が増額することが見込まれたことから、幌延中学校区小中一貫教育検討部会等の関係機関にお諮りしながら、令和11年度の完成に向けて、次代を担う子供たちの学びに最適な校舎となるよう設計内容を見直していきます。

幌延町教育委員会としては、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が連携協働し、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を着実に推進し、本町の教育行政の充実発展に取り組んでいきます。

令和8年度の教育行政執行方針についてであります。小学校と中学校の9年間で自立と尊重、協働の精神に基づき、持続可能な社会の創り手を育てていくことを目標とし、その手段として、次の三つの大きな柱の下、教育行政を執行していきたいと考えております。

1. 学ぶ権利の保障。

子供たちが、これからの時代を生きていくために、必要となる資質能力を発達段階に応じ、小中一貫して確実に身に付けさせることが重要です。

そのため、次の三つの取組を重点的に推進していきます。

（１）教育内容の充実。

①学力体力の向。

令和の日本型学校教育を目指し、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、主体的、対話的で深い学びの授業改革を行うとともに、運動やスポーツに親しむ機会や、運動の習慣化につながる取組を実施し、体力向上を図ります。

そのため、道教委指定事業の学校力向上に関する総合実践事業を活用するとともに、主体的、対話的で深い学びに向けた事業改善による確かな学力を育成します。

目的の一貫性、指導方法の継続性、指導内容の系統性がある小中一貫教育を推進します。

教科担任制や小中交流学习、小学校への乗り入れ指導を取り入れた指導を実践します。

全国調査結果の分析から、根拠ある指導を実践します。

自立的な生活習慣を定着させます。

②豊かな心の育成。

子供たちにとって善悪の判断を持ち、行動するという力を身につけさせるためには、安心安全な環境の下、自己決定し、共感的人間関係を築き、自己存在感を味わうような環境に浸ることが重要です。

そのため、いじめの未然防止に向けた教育相談の実施と心理的安全性の確保に努めます。

生活指導の四つの機能を生かした自己指導能力を育成します。

多様性を理解し、他者を尊重する人権教育を推進します。

北海道公立学校スクールカウンセラーや子供の心サポート相談員を効果的に活用します。

③特別支援教育の推進。

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、全ての子供が共に学ぶインクルーシブ教育の充実を図ることが重要です。

そのため、関係機関等と連携した特性の把握と支援を行います。

幌延町子育てファイルや個別の教育支援計画等を活用した支援を行います。

幌延町特別支援教育連携協議会専門部会により支援します。

専門家と連携したケース会議を実施します。

④特色ある教育の推進。

子供たちが、これからの予測困難な社会を生き抜くためには、ふるさと幌延に誇りを持つことや技術革新に対応する情報活用能力、国際社会の一員として求められるコミュニケーション能力などを育成することが重要です。

そのため、自然環境や産業などを生かした体験活動や、ふるさと学習を充実します。

キャリアパスポートや職業体験等を活用したキャリア教育を充実します。

I C Tの特性を生かした授業実践を推進します。

A L Tや支援員を活用した外国語学習を充実します。

遠隔教育による学びの保障を行います。

（２）教育環境の充実。

子供たちが快適で、安全安心に学習できる環境を整備するとともに、教職員が子供たち

と触れ合う時間等を確保するため、働き方改革を推進していくことが重要です。

そのため、新たに開設する義務教育学校の学びや整備を着実に進めます。

安全安心な環境づくりのために、交通安全や防犯、防災教育の充実による安全確保に努めます。

コミュニティ・スクールを活用した学校運営を推進します。

地域の人的物的資源の活用や社会教育と連携した体験活動を充実します。

奨学資金制度の活用を啓発します。

教職員の働き方を改革するために、道教委指定事業の働き方改革推進事業を活用し、働きがいのある環境づくりを推進します。

（３）教職員の資質能力の向上。

教職員は法令を遵守し、時代時代の要請に応じて、積極的、継続的に研修に努めるなど、教職員としての資質能力の向上に努めることが重要です。

そのため、専門性を高める研修会等へ積極的に参加するよう促進します。

幌延情報教育センター等が主催する実践的指導力を高めるための支援を充実します。

教職員の服務規律の徹底に努めます。

２．生涯教育の推進。

町民一人一人の主体的な学習や町民相互の学習活動、地域活動は、地域の連帯や教育力を高め、豊かな暮らしを支える基盤となるものです。

それらを推進するために、幌延町第８次社会教育中期計画の五つの柱に基づく、社会教育事業を推進していきます。

そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

（１）生涯学習の環境づくり。

町民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、乳幼児から青年、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を生かすことができる環境を作ることが重要です。

そのため、各種事業の精選と参加を促進します。

学習会や展示会、ふるさと体験チャレンジ教室、映画鑑賞会などを開催します。

町民が利用しやすい幌延町及び問寒別生涯学習センターを運営します。

（２）学習機会活動の充実。

家庭教育、子供たちの健全育成、体験活動の充実を維持するためには、地域の教育資源などを生かした取組が重要です。

そのため、自然との触れ合い事業や親子異世代交流事業を充実します。

幌延町子供会育成連絡協議会やわらベンチャー問寒クラブ等の活動を支援します。

生きがい教室等の高齢期学習を充実します。

３．生涯スポーツ・芸術文化の振興。

町民の社会参画活動を促進するためには、町民のスポーツ活動の支援や主体的な創作活動や文化祭事業への支援、全国大会出場等への補助、施設の設備や機能を充実させるとともに、文化活動を支援していくことが重要です。

そのため、次の二つの取組を重点的に推進します。

(1) 生涯スポーツの促進と施設等の整備。

生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、スポーツ施設の充実や環境づくりを推進します。

そのため、各種スポーツ教室の実施やスポーツ行事等への参加を促進します。

スポーツ協会やスポーツ少年団等の活動を支援します。

各施設の計画的な補修や維持管理を行います。

(2) 芸術文化活動の推進。

芸術文化に親しむ環境づくりでは、町内の施設の環境整備や文化活動を広める町民の自主的な創作活動や地域の文化祭事業等を開催している幌延町文化協会への支援を行います。

そのため、幌延町・問寒別生涯学習センターや金田心象書道美術館を活用した各種事業を実施します。

企画展や読み聞かせ、ブックスタートの実施による図書室の利用を促進します。

管内市町村の学芸員との連携により、郷土資料館の活用を促進します。

文化協会や文化芸術活動に対して支援を行います。

令和8年度の教育行政に関する執行方針を申し上げましたが、本町の共に拓き、共に創り、未来へつなぐ、笑顔と希望に満ちあふれるまち幌延の推進に一層の努力を重ねる所存です。

町民の皆様、町議会の皆様の特段の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって、令和8年度町政執行方針及び令和8年度教育行政執行方針を終わります。

ここで14時45分まで休憩します。

(14時31分 休 憩)

(14時45分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、先ほど一般質問の中の齋賀さんの質疑に対して、先ほど答弁を保留しておりました件について答弁を行います。

失礼しました。

先ほど介護の齋賀さんの質疑について答弁を行います。

社会福祉係長 清 水 和 也 君

それでは先ほどお答えした件について、一部訂正と数を報告させていただきます。

先ほど1号の人数について673名とお伝えしたんですが、申し訳ありません、年度途中で転出、死亡等で資格喪失された方の人数も含めておりまして、2月末現在で636名が1号の方になります。

2号の方が、40から64歳までの方で669名となります。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 西 澤 裕 之 君

齋賀議員よろしいでしょうか。

(「分かりました」の声あり)

日程第14 議案第8号「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」の件
を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課参事 山 本 基 継 君

議案第8号「幌延町過疎地域自立促進市町村計画の策定について」提案理由を申し上げます。

過疎地域の振興につきましては、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、4度にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてきたところです。

更に、令和3年4月1日には、第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本町においても議会の議決をいただき、令和3年度から令和7年度まで、5年間の市町村計画を策定し、過疎債の運用など支援策が講じられてきたところです。

この度、引き続き過疎債を利用するに当たって、過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要があることから、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画について、特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

なお、本計画については、特別措置法第8条第7項の規定により、北海道知事との協議を行っており、2月13日付けで協議が整っております。

計画の内容について、お配りした計画書により御説明いたします。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。

基本的な事項の後、16ページ以降、現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合の観点から、計画としてまとめています。

今16ページから17ページは、移住定住地域間交流の促進、人材育成として、新たに問寒別地区関係人口ネットワーク創出事業を掲載しています。

18ページから24ページは、産業の振興として農業、林業、商工業、企業誘致、起業促進及び観光について、25ページから26ページは、地域における情報化について、27ページから29ページは交通施設の整備、交通手段の確保として道路、鉄道、バス及び地域交通について、30ページから32ページは、生活環境の整備として上下水道、環境衛生施設、公営住宅、公園及び防災について、33ページから36ページは子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、子育て環境、高齢者、障がい者及び地域保健福祉体制について、37ページから38ページは医療の確保について、39ページから41ページは教育の振興として幼児教育、学校教育、生涯学習及び生涯スポーツについて、42ページから43ページは集落の整備について、44ページから45ページは地域文化の振興等について、46ページから47ページは再生可能エネルギーの利用の推進として、風力発電及びバイオマスエネルギーについて、48ページから49ページはその他地域の持続的発展に関し必要な事項として、新たに奨学金返還支援事業、新規学卒者、者等就職奨励事業及び人材確保支援事業を掲載しています。

今回の計画策定に当たりまして、前回計画と同様、過疎債の活用を予定している事業を中心に過疎地域の持続的発展に寄与する事業を登載しています。

また、地域住民が安全に安心して暮らせる地域社会実現のために必要なソフト事業についても過疎債を財源に充てることができることになっており、本町においても財源を振り分けられる事業として50ページから51ページに記載の特別事業として整備しています。

この経費につきましては、人口や面積、財政状況等の条件を考慮して算定する限度額が設定されており、本町の令和8年度の限度額は5,170万円となっています。

なお、計画につきましては、現時点で想定される事業を載せていますが、今後過疎債を利用する新たな事業や変更を必要とする事業が出た際には、計画変更の議案を議会に提案させていただく場合があることを申し上げます。

以上、議案第8号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号「幌延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂敦君

議案第9号「幌延町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、既に規則改正により実施している職員の旅費に関する宿泊料の上乗せ規定を改めて条例において規定しようとするものです。

それでは、配布した新旧対照表と併せて御覧ください。

第20条は宿泊料に関する規定で、これまでの定額規定にただし書きとして「宿泊施設に支払う宿泊料金が定額の宿泊料を超過する場合には、1夜につき5千円を上限に実費支給する。」を追加しようとするものであります。

次に、附則では、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第9号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号「幌延町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第10号「幌延町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、当該改正に準拠した内容にしようとするものです。

それでは、配布した新旧対照表と併せて御覧ください。

条文の詳細な改正内容は割愛させていただきますが、本改正の主旨としては、公示送達方式、いわゆる不利益処分を行おうとする者の所在が判明しない場合についての文書送達方法について、従来の文書掲示方式に加え、パソコンのモニターに表示したものの閲覧も可能とすることとし、更に、インターネットによる閲覧を柔軟に対応できるよう、その規定を規則に委任する文言を追加した内容であり、それらを網羅した改正内容となっています。

最後に、附則第1項では、この条例は上位法の改正と同じ令和8年5月21日から施行することとし、第2項で施行日前の通知については、従前の例によることとしています。

以上、議案第10号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 11 号「幌延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 11 号について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 村上貴紀君

議案第 11 号「幌延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、医療機関が独自に料金を設定することが可能な自由診療の健康診断料について、近年の急激な人件費や物価の上昇を鑑み、必要経費との均衡を図るため改正しようとするものであります。

それでは、配付しております新旧対照表と併せて御覧願います。

幌延町国民健康保険診療所条例、別表中、健康診断料の算定の基礎となる診療報酬点数に準じた 1 点単価を従来の 11 円から 13 円 50 銭に改めるものです。

次に、附則であります、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第 11 号「幌延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 12 号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第 12 号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課参事 山本基継君

議案第 12 号「幌延町民営賃貸住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明いたします。

本制度は、平成 28 年度から民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備により定住促進等を図ることを目的として運用しているところですが、この度、助成対象の施設として、これまでの賃貸住宅であるアパート、長屋に新たに寄宿舍を追加することにより町内就業者等の住宅の確保を図ろうとするものです。

お手元の議案と併せて、新旧対照表を御確認ください。

初めに、題名、すなわち条例名称について、対象となる施設として、寄宿舍を追加することに伴い、幌延町民営賃貸住宅等建設促進助成条例とするものです。

第1条については、建設する建物として、新たに寄宿舍を追加し、民営賃貸住宅と寄宿舍を併せて賃貸住宅等とするほか、町内就業者等の住宅確保を目的として追加しようとするものです。

第2条では、第2号として寄宿舍の定義を新たに規定するほか、第2号の追加に伴う項の繰下げ等を行うものです。

第4条では、寄宿舍に対する助成金の額を規定しており、第3号では、町内の建設業者が寄宿舍の建築主体工事を施工する場合、4LDK以上の建物の場合は上限を450万円、8LDK以上の建物の場合は上限を550万円とし、第4号では、町外の建設業者が寄宿舍の建築主体工事を施工する場合、4LDK以上の建物の場合は上限額を350万円、8LDK以上の建物の場合は上限を450万円としています。

そのほか、第5条以下については、寄宿舍追加による用語定義改正に伴う所要の改正を行っています。

最後に附則ですが、第1項として、この条例の施行期日を令和8年4月1日としています。

第2項として、本制度は幌延町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の別表2において、行政サービス等制限事業一覧表に規定されていますが、条例名称の改正に伴う記載内容の変更を行うこととしています。

以上、議案第12号の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第13号「幌延町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、地方自治法等の一部が改正されたことに伴い、引用条文に条ズレが発生することから、所要の改正を行おうとするものです。

それでは、配布した新旧対照表と併せて御覧ください。

第1条及び第2条では、上位法から引用する部分の改正で、地方自治法第243条の2の7第1項を第243条の2の8第1項に、同法第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項に、同じく地方自治法施行令第173条の4第1項第1号を第173条の5第1項第1号にそれぞれ改正しようとするものです。

次に、附則では、この条例は上位法の施行時期と合わせて、令和8年9月24日から施行することとしております。

以上、議案第13号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第14号「幌延町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の条例改正は、上幌延、開進地区及び問寒別地区農業用水道の簡易水道移行による生活用水及びその他浄水の供給区域の拡大に伴い、給水区域及び1日最大給水量について、それぞれ改めようとするものであります。

それでは、別にお配りした新旧対照表を御覧ください。

簡易水道事業の給水区域につきましては、これまで、幌延地区と問寒別地区を分けて記載しておりましたが、この度の移行に伴い、これら記載を統合し、第3条第2項第1号、給水区域につきましては、1条から6条まで、宮園町、元町、東町、栄町の各全域及び字幌延、字上幌延、字北進、字開進、字雄興、字問寒別、字中間寒、字上問寒の各一部に改め、また、給水区域の拡大に伴い、同条同項第3号中、1日最大給水量につきましては、1,720立方メートルを1,750立方メートルに改めようとするものです。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第14号の提案理由の説明といたします。
議長 西澤裕之君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。
お諮りします。
ただいま議題となっております議案第14号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号「幌延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の件を議題とします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第15号「幌延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」提案の理由を御説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新たに創設された、こども誰でも通園制度の実施に向け制定するものであります。

この制度は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のお子さまを持つ各御家庭に対し、就労要件を問わず、月単位の利用枠の中で時間単位等により柔軟な利用を可能とする新たな通園給付として、令和8年度から全ての自治体で実施することとされています。これを受けまして、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、本町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、議案第15号を御覧ください。

詳細につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条文に沿ってその概要を御説明いたします。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定しております。

第2条につきましては、この条例の定義を規定しております。

第3条につきましては、最低基準の目的について規定しております。

第4条につきましては、最低基準と乳児等通園支援事業者について規定しております。

第5条につきましては、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定しております。

第6条につきましては、乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しております。

第7条につきましては、安全計画の策定等について規定しております。

第8条につきましては、自動車を運行する場合の所在の確認について規定しております。

第9条につきましては、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について規定してお

ります。

第10条につきましては、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について規定しております。

第11条につきましては、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定しております。

第12条につきましては、利用乳幼児を平等に取り扱う原則について規定しております。

第13条につきましては、虐待等の禁止について規定しております。

第13条の2につきましては、児童対象性暴力等の防止について規定しております。

第14条につきましては、衛生管理等について規定しております。

第15条につきましては、食事について規定しております。

第16条につきましては、乳児等通園支援事業所内部の規程について規定しております。

第17条につきましては、乳児等通園支援事業所に備える帳簿について規定しております。

第18条につきましては、秘密保持等について規定しております。

第19条につきましては、苦情への対応について規定しております。

第20条につきましては、乳児等通園支援事業の区分について規定しております。

第21条につきましては、設備の基準について規定しております。

第22条につきましては、職員について規定しております。

第22条の2につきましては、設備及び職員の基準の特例について規定しております。

第23条につきましては、乳児等通園支援の内容について規定しております。

第24条につきましては、保護者との連絡について規定しております。

第25条につきましては、設備及び職員の基準について規定しております。

第26条につきましては、準用について規定しております。

第27条につきましては、電磁的記録について規定しております。

第28条につきましては、委任について規定しており、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めることを規定しており、利用時間や1時間当たりの金額、利用に係る申請様式など、本事業の詳細について、別途実施要綱で定めようとするものです。

附則につきましては、施行期日について規定しており、国が本事業の開始を定めている令和8年4月1日から施行することとしています。

以上、議案第15号「幌延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号「幌延町集会施設等の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

地域対策担当課長 山下智昭君

議案第16号「幌延町集会施設等の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本議案は、指定管理施設の指定期間満了に伴う更新に係る議案となります。

地方自治法第244条第1項で定める公の施設である本町の集会施設及び生活改善センターについて、本町では、平成18年度から同法244条の2第3項に規定する指定管理者制度を導入し、施設の所在する町内会を指定して、協定を締結の上、各施設を管理運営いただいているところです。

本協定による指定期間は5か年とされており、本年3月31日をもって現行の指定期間が満了することから、引き続き同項の規定により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、同第5項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

また、指定管理者の選定に当たっては、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、管理者として、町内会を指定することにより、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことで、事業効果が相当程度期待できると思料されることから、公募によらずに選定することとし、その指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とするものであり、対象となる集会施設3施設、生活改善センター6施設の計9施設の管理をお願いする町内会の詳細は別表のとおりとなっております。

なお、現協定における指定管理施設は、七つの集会施設及び六つの生活改善センターの計13施設でございますが、現在利用がない、または僅少である四つの集会施設については、今後の施設の在り方について各町内会と協議中であることから、当面直営にて管理することとし、協議結果次第によっては、改めて議会の議決をお願いするものであります。

以上、議案第16号の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3 番 深澤博幸君

一つ質問なんですけど、名称の欄に町内会長の代表の方が書かれてるんですけど、総会かなんかで会長名が変わった場合は、自然に変わるっちゃうことですか。

地域対策担当課長 山下智昭君

現時点で、議会の提案をさせていただいている時点の町内会長名とさせていただいておりますので、どうしてもこの町内会長の改選期に当たりますので、新しい会長になりました。

たら、新しい会長との協定ということになります。

議 長 西 澤 裕 之 君
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号「下沼寿の家の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島 田 幸 司 君

議案第17号「下沼寿の家の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、下沼寿の家の指定管理者を指定するに当たって、議会の議決を求めるものであります。

下沼寿の家は、地域の高齢者の方や地域町内会の活動拠点施設として、地域住民の方々に利用されてきております。

現在、施設の管理は下沼南町内会にお願いしているところでありますが、今後も、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが期待できることから、引き続き管理をお願いすることが適当と判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によることなく、議案に記載のとおり、下沼南町内会を指定管理者の候補として選定したものであります。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

また、施設の管理に関する協定は、現在と同じ内容での締結を考えております。

以上、議案第17号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第24 議案第18号「幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について」及び日程第25 議案第19号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び議案第19号の2件を一括議題とします。

議案第18号及び議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

ただ今、一括上程されました、議案第18号「幌延町障害福祉サービス施設の指定管理者の指定について」及び議案第19号「幌延町食肉加工施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条の規定に基づき、幌延町障害福祉サービス施設及び幌延町食肉加工施設の指定管理者を指定するに当たって、議会の議決を求めるものであります。

指定管理の対象とする幌延町障害福祉サービス施設については、地域における障害福祉サービスを行う施設として設置している幌延町立北星園及び安心生産農園であり、幌延町食肉加工施設については地域の農産物の研究開発と高次加工による地域農業の発展を図ることを目的とした施設であります。

現在、施設の管理は社会福祉法人幌延福祉会にお願いしているところでありますが、今後も施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが期待できることから、引き続き管理をお願いすることが適当と判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によることなく、議案に記載のとおり、社会福祉法人幌延福祉会を指定管理者の候補として選定したものであります。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としております。

また、施設の管理に関する協定は、現在と同じ内容での締結を考えております。

以上、議案第18号及び議案第19号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号及び議案第19号の2件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第20号「幌延町草地開発施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第20号「幌延町草地開発施設の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、幌延町における畜産振興の基盤を確立し、もって農業経営の安定に寄与することを目的に設置した、幌延町草地開発施設における指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、引き続き管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の候補として選定した有限会社幌延町畜産振興公社は、平成2年4月に幌延町及び幌延町農業協同組合の出資により設立した法人であり、平成18年4月1日から現在に至るまで、4期20年にわたり当該施設の指定管理者として効率的な施設運営及び育成牛の預託放牧業務等により、本町の畜産振興において堅調な実績があることから、当該施設の設置目的達成が相当程度期待できると総合的に判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定に基づき、公募によることなく当該法人を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としており、指定管理者に指定した際には、当該施設運営に係る管理基準等を定めた基本協定の締結を予定しております。

以上、議案第20号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２７ 議案第２１号「幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について」の件を議題とします。

議案第２１号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第２１号「幌延町トナカイ観光牧場施設の指定管理者の指定について」提案理由を申し上げます。

本案は、町民の休養の場を提供するとともに、地域間交流の推進及び観光産業の振興を図ることを目的に設置した幌延町トナカイ観光牧場における指定管理者の指定期間が令和８年３月３１日をもって満了することから、引き続き管理者を指定するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項及び幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第７条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理者の候補者として選定した株式会社幌延町トナカイ観光牧場は、平成１２年４月に幌延町が出資して設立した法人であり、平成１８年４月１日から現在に至るまで、４期２０年にわたり当該施設の指定管理者として効率的な施設運営及び事業展開により、町の観光産業振興等において堅調な実績があることから、当該施設の設置目的達成が相当程度期待できると総合的に判断し、幌延町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第６条の規定に基づき、公募によることなく当該法人を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間としており、指定管理者に指定した際には、当該施設運営に係る管理基準等を定めた基本協定の締結を予定しております。

以上、議案第２１号の提案理由といたします。

議長 西 澤 裕 之 君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２１号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第２８ 議案第２２号「令和８年度幌延町一般会計予算」、日程第２９ 議案第２３号「令和８年度幌延町国民健康保険特別会計予算」、日程第３０ 議案第２４号「令和８年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」、日程第３１ 議案第２５号

「令和８年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第３２ 議案第２６号「令和８年度幌延町介護保険特別会計予算」、日程第３３ 議案第２７号「令和８年度幌延町簡易水道事業会計予算」、日程第３４ 議案第２８号「令和８年度幌延町下水道事業会計予算」の７件は、関連がありますので、会議規則第３７条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２２号から議案第２８号までの７件は一括議題といたします。

議案第２２号から議案第２８号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩 川 実 樹 君

ただいま一括して上程されました、議案第２２号から第２８号までの令和８年度幌延町各会計予算につきまして、配布しております説明資料に基づいて概要を申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

１ページを御覧ください。

初めに、政府予算案に触れさせていただきます。

政府は、令和８年度予算を令和７年度補正での対応に続き、切れ目無く強い経済を実現する予算として位置付け、診療報酬改定・介護報酬改定をはじめ、予算全体について、経済・物価動向等を適切に反映したほか、防衛力強化、こども・子育て支援、GX、AI・半導体といった従来から財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策を引き続き推進し、また、新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じて、いわゆる「教育無償化」をはじめとする重要施策について予算を増額しており、一般会計予算総額で、歳入歳出１２２兆３，０９２億円を計上しました。

これは、前年度予算と比べ７兆１，１１４億円、伸び率にして６．２％増加しております。

歳入の租税及び印紙収入につきましては、所得税の増収や法人税及び消費税等の増収を含め７．６％増の８３兆７，３５０億円を見込んでおり、公債金は２９兆５，８４０億円で、公債依存度は２４．２％となっております。

次に、地方財政計画ですが、歳入歳出規模は１０２兆４，４２７億円で、前年度と比較して５．５％の増となっております。

歳入の地方交付税につきましては２０兆１，８４８億円、前年度比６．５％の増加で、地方税、地方交付税及び臨時財政対策債等の一般財源総額は７１兆９，８７８億円で、６．６％の増となっております。

次に、令和８年度幌延町各会計予算について御説明いたします。

２ページを御覧ください。

予算の総括についてです。

予算編成に当たりましては、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるととも

に、併せて町財政の健全性を考慮しつつ、人、しごと、まちづくりを推進すべく編成を行いました。また、総合計画における重点戦略を推進するため、財源の重点配分を行っています。

人件費及び扶助費を除く消費的経費の予算編成につきましては、財源の効率的な活用を図りつつ、暮らしの安心安全や、生活・子育て・教育環境及び産業の維持安定に配意し、

投資的経費につきましては、橋梁の長寿命化改修や公共施設の補修又は改修を実施するとともに、農業振興施策や商工業の経営基盤安定強化施策、働き手不足の解消に資する施策など、産業の維持・安定や人材確保対策に資する取組に配意しました。

また、昨年度に続き幌延中学校区小中一貫校整備事業を着実に進めるために、所要の予算を繰越して令和8年度に執行することとしております。

1の各会計別 当初予算総括表を御覧ください。

一般会計から下水道事業会計までの7会計の予算額合計は88億7,385万4千円で、前年度当初予算と比べ3億4,748万8千円、4.1%の増となります。

下の表、2の当初・繰越予算の状況を御覧ください。

令和7年度一般会計補正予算で繰越明許費として設定された3億4,566万2千円と令和7年度国保診療所特別会計補正予算で繰越明許費として設定された2,493万7千円が令和8年度への繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は69億4,566万2千円、国保診療所特別会計の合計は4億3,306万3千円、全会計の合計は92億4,445万3千円の予算規模となります。

3ページを御覧ください。

3の各会計別当初予算規模の推移です。

一般会計は、下水道事業会計補助金、公共土木施設の災害復旧費及び公債費等の増加により66億円、全会計合わせて89億円弱の規模となり、当初予算としては過去最多の予算規模となりました。

4の一般会計から各会計への繰出金では、令和8年度は下水道事業会計への繰出しが下水道管理センター汚泥脱水機外更新工事等の実施により大きく増加したことから、前年度比1億7,300万円の増で、8億800万円となりました。

4ページを御覧ください。

5の各会計別地方債現在高です。

3会計の令和8年度末合計残高は、前年度末より2,038万5千円増加して44億8,139万7千円を予定しております。

6の各会計別基金現在高では、4会計の令和8年度末合計残高は、前年度末より12億4,854万3千円減少し、45億2,339万7千円を予定しております。

7の北海道市町村備荒資金組合納付金現在高は、前年度末より1億1,801万1千円減少し、令和8年度末で15億1,172万2千円を予定しております。

6ページを御覧ください。

10の各会計別人件費の状況です。

会計年度任用職員を除く全会計103人の職員の人件費総額は8億4,970万3千円で、前年度当初予算と比べ4,307万2千円の増となります。

一人当たり825万円で、共済費を除きますと一人当たり647万円になります。

主な増減要因として、給与改定や職員の配置数増等を見込み、給料で992万9千円、職員手当で1,419万円、共済費で1,895万3千円の増加としております。

8ページを御覧ください。

一般会計予算の概要について御説明いたします。

令和8年度一般会計予算総額は、歳入、歳出それぞれ66億円で、前年度当初予算と比較して9,100万円、1.4%の減となります。

9ページは歳入の内訳です。

1款、町税は7億786万1千円の計上で、前年度と比べ2,481万4千円、3.4%の減となります。

これは、償却資産に係る固定資産税の減少が主な要因です。詳細は、12ページの(4)町税税目別収入の状況を御参照ください。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付実績等を勘案し、2億円増額して23億7,000万円の計上で、9.2%の増となります。

普通交付税及び特別交付税等の内訳は、13ページの(6)地方交付税等当初予算額・決算額の推移を御参照ください。

14款、国庫支出金は3億9,477万5千円の計上で、1億255万2千円、20.6%の減です。

これは、今年度から電源立地地域対策交付金が5,500万円増えるものの、昨年度実施した標準準拠システム移行事業に係るデジタル基盤改革支援補助金や道路メンテナンス補助金の減少等が主な要因です。

15款、道支出金は2億4,592万6千円の計上で、1,087万円、4.2%の減です。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る補助金や中山間地域等直接支払事業交付金の減少が主な要因です。

18款、繰入金は13億6,499万円の計上で、3億4,087万円、33.3%の増です。

増減内訳は、繰入が減少した基金は、ふるさと創生基金で3,200万円減少し、繰入が増加した基金は公共施設等整備基金及び財政調整基金等で、合わせて3億7,287万円増加しました。なお、繰入金の詳細は、20ページの(7)基金積立・取崩額及び充当事業を御参照ください。

20款、諸収入は2億1,230万6千円の計上で、3,821万2千円、15.3%の減です。これは、北海道市町村備荒資金組合納付金の取崩し減少が主な要因です。

21款、町債は8億2,040万円の計上で、4億5,170万円、35.5%の減です。

増減内訳は、増加では、下沼地区専用水道取水施設整備事業、消防ポンプ自動車整備事業及び町道単独災害復旧事業等の実施に伴う増加や下水道施設改修事業等に係る町債額が

増加し、減少では、小中一貫校整備事業に係る実施設計の繰越や上幌延開進地区農業用水道施設改修事業、町道幌延北進線道路改良事業及び簡易水道施設改修などの完了に伴う減少、橋梁長寿命化改修事業及び教員住宅整備事業に係る町債額の減少が主な内容です。

内訳は、19ページの(6)町債の発行事業を御参照ください。

次に、歳出の内訳について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

(1-1)歳出款別予算額の内訳です。

1款、議会費は5,241万円で、前年度と比べ169万6千円、3.3%の増です。
職員人件費や議員報酬など議会運営費を計上しております。

2款、総務費は9億52万2千円で、1億3,770万9千円、13.3%の減です。

主な事業として、移住定住促進事業、集落支援活動運営事業、地域運営組織支援事業、公共交通対策管理費、地域公共交通運営事業、空家等対策管理費、幌延地圏環境研究所支援事業、基金管理事業等のほか、新規事業として、幌延テレビ中継局地上デジタル送信機更新事業、人材育成・確保対策事業、財務会計システム導入事業、職員住宅改修事業等を計上しております。

3款、民生費は9億3,036万5千円で、4,160万8千円、4.7%の増です。

主な事業として、こぞくら荘支援事業、高齢者等交通費助成事業、老人福祉管理費、障害者福祉管理費、認定こども園管理費、ひとり親家庭・子ども医療給付等事業等を計上しております。

4款、衛生費は4億3,552万8千円で、844万2千円、1.9%の減です。

主な事業として、公衆浴場管理費、予防事業、母子保健事業、保健推進事業、町立歯科診療所運営事業、西天北五町衛生施設組合負担金等を計上しております。

6款、農林水産業費は7億3,074万5千円で、1億1,456万2千円、13.6%の減です。

主な事業として、強い農業・担い手づくり支援事業、草地生産性向上対策事業、農業支援員活動事業、中山間地域等直接支払事業、町営牧場管理費、農業用水道施設改修事業、森林整備促進事業、有害鳥獣駆除等のほか、新規事業として、農業次世代人材投資事業、下沼地区専用水道取水施設整備事業を計上しております。

7款、商工費は2億9,431万6千円で、6,932万2千円、30.8%の増です。

主な事業として、商工業等振興促進事業、商工業経営基盤強化支援事業、商工業雇用支援事業、商工業人材育成促進事業、新規開業スタートアップ支援事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、商工観光振興支援活動事業、トナカイ観光牧場管理委託事業等のほか、新規事業として、町内事業所等就業奨励事業、トナカイ観光牧場改修事業を計上しております。

8款、土木費は11億6,816万6千円で、3,124万1千円、2.6%の減です。

主な事業として、町道の舗装補修事業や除雪等の維持管理費、橋梁及び公営住宅の長寿命化改修事業、問寒別除雪センター補修事業、下水道事業会計補助金等を計上しております。

9 款、消防費は2 億1, 4 9 3 万2 千円で、3, 4 5 5 万6 千円、1 9. 2 %の増です。北留萌消防組合負担金及び防災対策事業が主な事業となりますが、消防組合負担金には、新規に幌延支署庁舎電灯設備LED化と消防ポンプ自動車の購入費用等が含まれております。

また、防災対策事業には、防災用備蓄品等の購入予算のほか、新規に全国瞬時警報システム改修事業を計上しております。

1 0 款、教育費は7 億3, 3 4 7 万1 千円で、3 億4 0 3 万4 千円、2 9. 3 %の減です。

主な事業として、各小中学校及び社会教育施設に係る運営管理費、情報教育研究や特別支援教育、外国語教育の推進事業、スクールバス運行費用、教員住宅整備事業等のほか、新規事業として、総合スポーツ公園改修事業を計上しております。

1 1 款、災害復旧費は、昨年の大雨等による被災箇所の復旧として、町道幌延3 号線外1 3 路線1 4 箇所の道路復旧を実施する計画で2 億8 9 0 万5 千円の計上、1 億8, 5 9 0 万4 千円の増です。

1 2 款、公債費は、地方債の償還等で9 億1, 5 6 4 万円の計上、1 億7, 1 9 0 万2 千円、2 3. 1 %の増です。

2 2 ページを御覧ください。

(9) は、一部事務組合への負担金の状況です。

西天北五町衛生施設組合及び北留萌消防組合幌延支署分の負担金内訳を整理しており、西天北五町衛生施設組合につきましては、普通建設事業費として新規に一般廃棄物最終処分場施設改修事業の支出1 億3, 5 6 4 万7 千円を見込んでおりますが、令和7 年度西天北クリーンセンター動物焼却炉整備事業完了により、本町の負担金は前年度と比べ4 4 万8 千円減少し、9, 8 9 0 万7 千円となります。

2 3 ページの北留萌消防組合につきましては、普通建設事業費として、幌延支署庁舎電灯設備LED化に係る費用4 0 5 万8 千円と消防ポンプ自動車購入に係る費用4, 6 4 6 万5 千円が計上されており、幌延支署に係る本町の負担金は2, 7 0 0 万4 千円増加し、2 億3 5 1 万6 千円となります。

2 4 ページを御覧ください。

(1 0) は、地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分3, 6 5 0 万円が充てられる社会保障経費及び施策に要する経費の内訳です。

2 5 ページから3 2 ページまでは、繰越事業も含めた令和8 年度の主な事業の概要を整理しております。

3 3、3 4 ページの(1 3) は、当該年度の事業のうち「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に係る事業と予算額を整理し再掲しており、予算総額は3 億9, 7 6 0 万4 千円の計上で、前年度と比べ5, 0 6 1 万2 千円の減少です。

次に、公営事業会計等の予算の概要を申し上げます。

3 5 ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計です。

歳入歳出予算総額は3億2,488万8千円で、前年度と比べ1,031万9千円、3.1%の減となります。

歳入の国民健康保険税は6,123万4千円で、30万9千円の増、道支出金は2億3,332万7千円を見込み、614万1千円の減となります。

歳出では、保険給付費が1億6,321万6千円で、255万円の減、国民健康保険事業費納付金は8,097万2千円を見込み、456万円の減となります。

中段(2)管理運営等の状況ですが、年間平均の被保険者数は468人、加入世帯数は298世帯を予定しております。

1世帯当たりの保険税現年度課税額は205,483円で、前年度と比べ6,417円の増額、被保険者一人当たりの保険税現年度調定額は130,842円で6,116円の増額となり、歳入総額に占める国民健康保険税の割合は18.8%となります。

36ページを御覧ください。

国民健康保険診療所特別会計です。

歳入歳出予算総額は4億812万6千円で、前年度と比べ2,159万5千円、5.6%の増となります。

歳入のうち、入院料は1,156万6千円で、歳入全体の2.8%を構成し、外来診察料は6,802万4千円で、前年度と比べ374万8千円の減、歳入全体の16.7%を構成します。また、保健衛生活動収入は1,482万7千円で、健康診断受診件数の減少により前年度比886万8千円、37.4%の減少です。

歳出のうち、診療所人件費は1億5,708万9千円で、985万4千円の増、診療所業務費は1億6,951万8千円で、768万6千円の減です。投資的経費では、医療機器等整備事業の実施により、1,217万8千円の増加となります。

中段(2)管理運営等の状況ですが、19病床のうち、1日平均の入院患者数は2.5人で、1日平均の外来患者数は51.9人を見込んでおります。

(3)繰入金の内訳を御覧ください。

一般会計からの繰入金は、救急医療確保分や不採算地区における診療所運営費分等に対する繰入として2億2,339万3千円、投資的経費分に対する繰入として1,257万4千円で、国保直診化に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金5,278万6千円と合わせ、繰入総額は2億8,875万3千円となり、前年度と比べ3,257万1千円の増で、歳入全体に占める繰入金の割合は70.8%となります。

37ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計です。

歳入歳出予算総額は6,008万2千円で、前年度と比べ296万7千円、5.2%の増となります。

歳入の後期高齢者医療保険料は、年間平均被保険者339人を見込み、2,760万4千円で744万6千円の増、被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で81,428円となり、23,503円の増となります。

歳出の後期高齢者医療 広域連合納付金は5,917万2千円で、929万円の増とな

ります。

38ページを御覧ください。

介護保険特別会計です。

保険事業勘定につきまして、歳入歳出予算総額は2億7,320万2千円で、前年度と比べ700万9千円、2.6%の増となります。

歳入の介護保険料は、年間平均の第1号被保険者数634人で、4,427万7千円と見込み、137万6千円の減、被保険者1人当たりの年保険料は、現年度調定分で69,800円となり、1,900円の増となります。

歳出の保険給付費は2億2,075万2千円で、740万8千円の増となります。

39ページを御覧ください。

介護サービス事業勘定です。

居宅介護及び介護予防に係るケアプラン作成件数は372件を予定しており、歳入歳出予算総額は1,588万6千円で、前年度と比べ670万1千円、73.0%の増となります。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた会計全体の総計は、歳入歳出とも2億8,908万8千円で、1,371万円、5.0%の増となります。

40ページを御覧ください。

簡易水道事業会計です。

まず、収益的収支ですが、本会計では令和8年度中に上幌延・開進地区及び間寒別地区農業水道の簡易水道移行を予定しており、簡水移行に伴い予算規模が拡大しています。

収入予算総額は2億3,410万3千円で、前年度と比べ1億8,297万8千円の増となります。

収入のうち、給水収益は月平均給水戸数を973戸、4,842万円と見込み、522万円の増となります。また、簡水移行による収支不均衡を補うために一般会計からの補助金が9,500万円ほど増加しています。

支出予算総額は2億9,277万3千円で、2億2,792万1千円の増となります。

支出のうち、原水及び浄水費は1,862万8千円で、1,146万9千円の増、配水及び給水費は9,343万5千円で、8,428万1千円の増となります。また、総係費は2,987万5千円で、733万3千円の増となり、減価償却費は1億4,692万2千円で、1億2,278万9千円の増となります。

次に、資本的収支ですが、収入予算総額は2,868万7千円で、前年度と比べ3億4,641万1千円、92.4%の減となります。

収入のうち、簡易水道施設改修事業の完了により、企業債及び国庫補助金は皆減の0円、他会計補助金は2,868万7千円で、9,984万9千円の減となります。

支出予算総額は2,868万7千円で、前年度と比べ3億5,539万7千円、92.5%の減となります。

支出のうち、間寒別浄水場建設及び導水管布設工事等の完了により、原水及び浄水設備建設改良費と配水及び給水設備建設改良費はともに0円で皆減、企業債償還金は2,33

2万4千円で、1, 115万3千円の増となります。

収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は2億6, 279万円で、前年度と比べ1億6, 343万3千円、38.3%の減となり、支出総計は3億2, 146万円で、1億2, 747万6千円、28.4%の減となります。

42ページを御覧ください。

下水道事業会計です。

年度末の予定処理戸数は813戸とし、水洗化率は99.5%、合併処理浄化槽設置基数を151基と予定しております。

まず、収益的収支ですが、収入予算総額は1億9, 673万5千円で、前年度と比べ3, 026万4千円、18.2%の増となります。

収入のうち、下水道使用料は3, 315万9千円と見込み、101万9千円の減となります。

他会計補助金は9, 734万4千円で、2, 418万2千円の増となり、長期前受金戻入は6, 000万3千円で91万6千円の増となります。

支出予算総額は2億1, 793万6千円で、前年度と比べ2, 621万6千円、13.7%の増となります。

支出のうち、管渠費は3, 165万9千円で、12万7千円の増、処理場費は7, 318万6千円で、2, 018万4千円の増となります。また、個別排水施設費は1, 174万5千円で、76万3千円の増、総係費は1, 535万円で、362万3千円の増となり、減価償却費は8, 032万6千円で、124万1千円の増となります。

次に、資本的収支ですが、収入、支出ともに予算総額は6億5, 227万4千円で、前年度と比べ5億1, 179万1千円、364.3%の増となります。

収入のうち、下水道施設改修事業費の増加により、企業債は1億6, 150万円で、1億3, 430万円の増となり、他会計補助金は2億1, 614万9千円で、1億2, 801万6千円の増、国庫補助金は2億7, 447万5千円で、2億4, 947万5千円の増となります。

支出のうち、管渠建設改良費は汚水柵3か所の設置により423万3千円、処理場建設改良費は下水道管理センター汚泥汚水機更新工事等の実施により5億7, 586万4千円、個別排水施設建設改良費は合併処理浄化槽3基設置により1, 487万8千円で、支出全体で5億1, 179万1千円の増となります。

収益的収支と資本的収支を合わせた会計全体の収入総計は8億4, 900万9千円で、前年度と比べ5億4, 205万5千円、176.6%の増となり、支出総計は8億7, 021万円で、5億3, 800万7千円、162.0%の増となります。

以上、一般会計ほか、各会計予算案の概要を申し上げます。

予算審議をとおして、議員の皆様からの御意見や御提言をいただくとともに、予算執行につきまして、御理解とお力添えを賜りますことをお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

議長 西澤裕之君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する令和8年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員をもって構成する令和8年度幌延町各会計予算審査特別委員会を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により1時間延長し、午後6時までといたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(16時07分 休 憩)

(17時20分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。

本日は、ご苦労さまでした。

(17時20分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 5番 植村敦

署名議員 6番 無量谷隆

以上、記録する。

事務局長 岡田英樹